

## 平成28年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成28年3月14日（第11日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

### 1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

### 2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	本山隆也
企画財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
収納対策専門監	木下信博	住民課長	渕上隆文
保健福祉課長	井崎直樹	長寿社会課長	片渕敏久
生活環境課長	門田藤信	水道課長	山口弘法
下水道課長	堤正久	産業課課長補佐	西山里美
6次産業専門監	矢川又弘	農村整備課長	大串靖弘
建設課長	荒木安雄	会計管理者	小池武敏
学校教育課長	小川豊年	生涯学習課長	松尾裕哉
農業委員会事務局長	一ノ瀬美佐子		

### 4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉岡正博
議事係長	久原雅紀
議事係書記	香月良郎

### 5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案撤回
- 日程第3 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第6号 白石町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第7号 白石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第8号 白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第12号 白石町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第13号 白石町振興基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第14号 白石町有明佐賀空港夜間貨物便基金条例を廃止する条例について
- 日程第10 議案第15号 白石町国土利用計画審議会条例の制定について
- 日程第11 議案第35号 白石町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第19号 行政不服審査法第81条第1項の機関に関する事務の委託に係る協議について
- 日程第13 議案第20号 白石町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第14 議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第15 議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第16 議案第29号 平成28年度白石町一般会計予算  
(総務部門の質疑のみ)

---

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

会議録署名議員の指名をします。  
会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、前田弘次郎議員、溝口誠議員の両名を指名します。

## 日程第2

### ○白武 悟議長

日程第2、議案撤回を議題にします。  
町長から議案撤回の説明を求めます。

### ○田島健一町長

おはようございます。

今議会において提案いたしております議案第16号「白石町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について」は、諸般の事情によりまして撤回させていただきたいので、議会の許可をお願いいたします。

### ○白武 悟議長

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第16号の撤回を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案撤回を許可することに決定しました。

これより議事の進行について申し上げます。

本日は、総務部門の議案を審議します。審議は、質疑、討論、採決の順で行います。なお、平成28年度一般会計予算は質疑のみにとどめ、最終日に討論、採決を行います。

## 日程第3

### ○白武 悟議長

日程第3、議案第5号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」議題とします。

質疑ありませんか。

### ○秀島和善議員

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案ということで、担当課長に2つお尋ねをします。

第1に、合併してこの間、この行政不服審査法に基づいて、本町の条例に基づいて請求が過去あったのかどうか、お尋ね申し上げます。過去に請求があったのかどうかお聞きいたします。

2点目に、ページ数の11ページです。第8条のところですか。真ん中にあります。第8条に、第5条の第1項中、「30日」を「3月」に異議申し立てる云々とありますけれども、この3月というのは3カ月でなくて3月というふうに理解していいものなのかどうか、お尋ねしたいと思います。

### ○本山隆也総務課長

1番目の、この行政不服の申し出が合併以降あったかという問いに対しては、現在資料を持っておりませんが、感触としてはそういった問題はなかったかと思っておりますが、詳しい内容は後もって御報告いたします。

また、この30日を三月ということで、その審査の申し出をする時間に、住民さんの便宜を図ったということで、30日が約90日、延びたということで、便宜を図られたということで御理解をお願いいたします。

以上であります。

### ○内野さよ子議員

この行政不服審査法のこれに伴う制定ですけれども、今のお話ですと、余り相談はなかったということですが、本来はこの変わった、全面的に変えられたということは、中身を見ていますと、迅速なやり方でやっていこうというようなことかも知れませんが、実際は市町村に対しての仕事の量とか、例えば審理員とか審査会とか、そういうようなものがふえてますので、その辺についてはどうなのかなということを思いました。

そこで、審理員とか審査会と2つありますが、同じ町村の中で審理をして、そしてあとで返ってきたものを審査するという方法なのかなとちょっと思いましたので、その辺は役場の中で審理員と審査会を設けてあるので、余り相談はないということですが、この職に当たる人というのはどういう人なのか、その点についてお尋ねします。

### ○本山隆也総務課長

おっしゃるとおり、現在の行政に対する不服の申し立て、それから審査の請求等について、迅速にそれから公明にということで、初めての、長い間改正はなされておりましたが、50年以上たつて本格的な改正がなされたところです。

審理員については、現在、役場でいいますと総務課長が想定されます。そして、審査長、町長のほうから指名を受けました、主に総務課長のほうが庁舎内の建設課、それから住民課等への不服申し立てされた方、そして苦情の当事者と申しますか、そういった住民課との調整役になりまして、両方とも理解をしてもらえる、お互いの合意といいますか、その不服の内容についてうまく回答ができるように、その審査員として総務課長が想定されているところです。そして、新たに県のほうに委託しようとする第三者機関であります行政不服審査会のチェックを受けまして、この制度はなされていくものと思っております。

以上であります。

### ○内野さよ子議員

処分庁って、町がお願いをして、そしてまた県のほうに行くんですね。県のほうに行って、そしてまた審査会というところで審査をされるということですが、余り相談がないということですのでいいのですが、ちょっとよくわかりませんが、例えば総務課長もその在席というのは余り期間が、3年ぐらいとか、そういう期間で、調

整とかいろんなことがあると思いますが、本当は弁護士の方なんかを想定をしていたんですけども、総務課長で両方ともされるということですね。そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

#### ○本山隆也総務課長

現在のところそのような想定、法制的な部分につきまして両者の調整をとる審理員としては総務課長ではないかというふうに理解しております。

そして、申しわけございません。現在の苦情でございますけれども、現在の苦情と申しますか、申し出で直近のところでは申しますと、平成24年に税に関して、私余りいなかったんではないかというふうに申し上げましたけども、平成24年、税に関して2件、内1件は裁判というところで勝訴ということになっております。平成25年に1件、内容については、やはりこれも税務関係の差し押さえ関係であります。

以上であります。

#### ○岩永英毅議員

秀島議員の質問に関連、2項目というか、2つ目のあれですが、30日を90日にするという回答ですけども、表現が3月でいいんですか、3カ月にならないんですか。私は3月が決算期ですので、そのときにまとめて不服審査というか、不服申請をするのかなというふうに思っていましたけども、そうじゃなくて90日にするというのであれば、表現を3カ月が本当じゃないかなというふうに思いますが。

#### ○本山隆也総務課長

岩永議員おっしゃるとおりでございます。苦情を行おうとする住民の方が審査の請求をする期間が、これまで60日しかなかったものを三月……。

ああ、済みません。

#### ○白武 悟議長

暫時休憩します。

9時39分 休憩

9時40分 再開

#### ○白武 悟議長

会議を再開します。

#### ○本山隆也総務課長

大変申しわけありません。私が勘違いをいたしまして、審査請求期間の60日という、ばっかり頭の中にあっただもんですから、申しわけありませんでした。

議員おっしゃるとおり、30日以内に異議申し立てることができる期間を三月ということで、60日とせずに「ケ」が外れまして90日という意味であります。

はい、三月ですね。ですので、その期間とかタイミング等がございますので、三月としたものであると理解しております。三月以内、処分を受けた翌日から三月、「ケ」

がちよつと抜けて読みにくいかも知れませんが、ちよつと法律用語というところ  
です。3カ月。

三月ということですから。御理解願いたいと思います。

○白武 悟議長

暫時休憩します。

9時42分 休憩

9時45分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の  
制定について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

全員起立です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○白武 悟議長

日程第4、議案第6号「白石町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する  
条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

新旧対照表の3ページであります。旧の分では町長の助言、指導、勧告になってお  
ります。新しい分では、最小限の措置を講ずることができると、この町長が最小限の  
限度の措置とはどこまでできるのか、伺いたいと思います。

○本山隆也総務課長

現在、旧法でいいます立入調査や助言または指導、勧告等につきましては、新法が  
制定され、その新法の中に既に規定されているものでありますので、こちらの旧法の  
分については削除し、必要な様式については規定で制定するところでありま

す。それから、緊急安全措置の最小限度の措置を講ずると申しますのは、既に申しま  
した法で規定されている分につきましては法で規定しておりますけれども、その必要な  
処分でございます緊急避難的に行う、白石町独自と申しますか、緊急避難的な必要な

措置がある場合に、ここの分については新たに規定するもので、関係課と連絡いたしまして、建設あるいは環境、そういった緊急避難的な安全の措置をこの条項により新たな設置をしまして、住民さんの便宜を図ろうとするものであります。

以上であります。

#### ○溝口 誠議員

その危険の度、度というのはどこら辺の、各課でいろんな協議して決めるということですけども、その危険度というんですか、どこら辺までが危険でどこら辺までが、その基準というんですか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

#### ○本山隆也総務課長

現在、対策委員会を設置しております。建設業の方1名を含む、庁舎内におきまして、建設課長それから企画財政や総務等で、そこで訪問いたしまして、やはり基礎、壁、それから屋根、その他生活環境の道路側に設置ぐあいなどを審査いたしまして、そこで判定するものであります。そこで点数等を設置いたして、判定の結果、やはりこれは緊急避難的な行動をせにゃいかんということになりますと、そういった措置をとるものであります。

以上であります。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○秀島和善議員

2点お尋ねしますけれども、今回の提案理由として、空き家等の対策推進に関する特別措置法が施行されたことに伴いということで、特別措置法が施行されたことによって条例の改正が案として出されておりますけれども、新旧対照表を見たときに、私は現行の条文のほうがわかりやすく、読む町民にとって、また執行部、我々議員にとっても空き家の危険度が増したとき等、詳しく表現してあります。それが非常に簡略化されて改正されておりますけれども、ここのところはどうしてもこの法律、推進措置法が施行されたということで改正をしないといけないのかどうか。現行のままのほうがわかりやすいのではないかなというふうに私思いましたので、その点、総務課長の考えをお聞かせください。

それと、新旧対照表の5分の3の3ページですけれども、第7条の2項で、町長は前項の措置を講じたときは、当該空き家等の所有者などから当該の措置を要した費用を徴収することができるというふうに明記してありますけれども、その当事者が支払える能力がない場合はどのような措置を講じられるのか、お尋ねします。

#### ○本山隆也総務課長

議員おっしゃるとおりでございます。先行して白石町が特定空き家の措置に関する条例を制定し、そしてまた特別措置法ができた関係で重複する部分が出てまいりまし

た。その部分を法律に置きかえまして、そこの部分はちゃんと法律でありますので、法律、今までの旧条例から省く部分がございます。ですので、非常にその条文自体を見ますと、なかなか読み取りにくい部分があるかと思えます。しかし、その不足部分については、法律あるいは規則によって補填するものと御理解をお願いしたいと思うところであります。

それから、空き家緊急安全措置に関して、措置に要した費用の徴収でございます。これがもう全国的にこの部分がものすごく難しい状況になっております。住民の皆様からの要望に応える部分、そして応えてそれが町行政が、最終的には行政書士と申しますか、こちらのほうが強権的にやることをしましても、その費用は当然所有者のほうに負担をお願いするわけですけれども、不明そしてまた経済的な困難ということで、その折り合いをつけながら、この危険度を、空き家をどうするかというところがかかなり困難ではあります。大変、全国の市町においても、その部分が悩みながらなされているかと思えますけれども、ケース・バイ・ケースと申しますか、やはり危険度を取り除くことを優先させつつ、その部分も改修にも努力が必要なことと考えております。

以上であります。

#### ○大串弘昭議員

今のところと関連いたしますけれども、ちょうど、このごろテレビを見ておりましたら、東京都の区のほうだったと思えますけれども、この空き家の特定空き家法を適用されて解体をされているのを私も見たんですけれども、こういったことで白石町にも非常に危険な家屋があちこち見受けられますけれども、そういうふうな方向で、白石町もぜひ持っていつてもらいたいなと思えますけれども、大体今何件ぐらい、そういった家屋が見受けられるか、その辺のところと。

ぜひともこの強制的な特定空き家法ができましたので、これを活用して、ある程度早く進めていただきたいと思えますけれども、その点はどうですか。

#### ○本山隆也総務課長

以前の、平成24年の調査ですと220件程度の空き家ということで、町内の調査がっております。現在、対応しております相談件数、平成27年で12件相談をしているところであります。

議員おっしゃいますとおり、町内にも危険な空き家もございますけれども、その所有者との交渉については難航しているところでございます。しかし1件、もう解体のほうで進めているものもございます。そして、秀島議員の質問もございましたけれども、財政的な措置と申しますか、その部分については非課税世帯の方には、そこら辺の優遇措置等もあるところであります。

以上であります。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

## ○久原房義議員

先ほどの件と関連ですけれども、相談があっているのが12件だということですが、恐らく、いずれにしましてもその周辺住民の皆さんにとっては非常に困っておられるかなという思いをいたしております。

そういうことで、一番ネックになっておるのは、いわゆる費用の回収ができるのかどうかということがネックじゃないかなと。所有者の方が連絡はとれても、先ほどあったように、経済的な、非常に困窮をされとるとか、そういったことだろうと思えますけれども、ただ、これをやっぱり取り除かないというと、その周辺の住民の皆さんが一番困られるわけですから、これはある程度のリスクはもうしょうがないかなと、金銭面でのリスク。

しかしながら、そこにはある一定の土地があると思うんです、やっぱり家が建っておる以上は。その土地の評価もそれはさまざまでしょうけども、これはもうある程度強制的に代執行という形で、代執行をやるからについては、その土地代、土地は没収といいますか、強制的に町有地にしますよと。それで、それがいろいろこれは土地の評価ですから、高いところ、安いところいろいろでしょうけども、それらを町有地に一旦なして売却をするということであれば、それは費用と土地代でペイできれば一番いいんですけれども、なかなかそうばかりはいかんとおもいますけれども、多少のこれ経費はかかっても、周辺住民の皆さんのことを思えば、これはもうある程度しょうがないかなと、リスクは負っても。

そういうことで、今後やっぱり積極的にこれは取り組まないというと、周辺の皆さんが一番困っておられるわけですから、そこをまず解消するというのが目的だと思いますので、ぜひ、もう代執行でも思い切って取り組んでいただくようお願いしたいと思います。再度ですが所見を伺います。

## ○本山隆也総務課長

おっしゃるとおりでございます。現在の住民さんの不安、危険度を取り除くことが大切だと思っております。その土地の有効性というところにもなっております。強制執行をいたしまして、その土地も町が所有いたしましたものの、その土地の利用度についても考慮していかなければならない、差があるかと思えます。使える土地、それからなかなか行きどまりで利用しがたい土地もあるかと思えます。今後、その利用についても全庁的に、やはり利活用、空き家バンク、それからまた新しいお方の入居に結びつける部分についても、十分に検討していかなければならないと思っております。

しかし、その反面、この空き家になすことによって、町が引き取ってくれる、あとはもう町がやってくれるというふうな、そういう風潮にならないことも一つ頭に置きながら進めていかなければならないものと思っております。

以上であります。

## ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

**○秀島和善議員**

先ほど総務課長から答弁の中で、優遇措置という言葉がありましたけれども、とすれば、この条例の中に現行新旧対照表にもありますけれども、新条例のほうに優遇措置をするということの内容を明文化する必要はなかったのでしょうか。

**○本山隆也総務課長**

この条項の中にはございませんけれども、課税世帯の補助額、非課税世帯の補助額については、当初予算に設けておりますが、この条項については要綱のほうで決めさせていただいて、条例のほうには上げていないところでございます。

以上であります。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号「白石町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

10時03分 休憩

10時09分 再開

**○白武 悟議長**

会議を再開します。

日程第5

**○白武 悟議長**

日程第5、議案第7号「白石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

**○秀島和善議員**

新旧対照表で見ていただけますか。

1 ページに、第3条(7)として職員の研修ということで、これまでは職員の研修及び勤務成績の評定の状況ということがありましたけれども、この、及び勤務成績の評

定がなくなりましたが、これまでの勤務成績というのは、どういう基準で設けられていたのでしょうか。

#### ○本山隆也総務課長

勤務成績の評定を人事評価という文言に変える部分でございます。勤務評定と申します、その違いということになるかと思えます。勤務評定に関しては評価の項目が明示されていない。また、上司からの一方的な評価で結果を知らされない。あるいは人事管理に十分生かされないなどの問題がございました。これを人事評価といいますのは、能力、業績の両面から見る評価、そして評価の基準をしっかりと明示いたしまして、おのれが申告する部分、そして面談、それから評価の結果を開示して、面談による個人職員、上司から部下のほうに開示いたしまして、そのステップアップを図るなどの客観性を確保いたしまして、人事育成にも活用するというものであります。

以上であります。

#### ○秀島和善議員

人事評価の内容はよくわかりました。開示するという点では、個人、本人と担当のその上司のみの開示になるのか、全く第三者もその内容を知ることができるようになるのでしょうか。

#### ○本山隆也総務課長

勤務評価いたしました自己評価及び業務の評価等に関しては、本人と、言うてみますと係長、課長、主に三者的な面談を開示いたしまして、ここはことしはこうだったね、来年ここをまたさらに高目を目指そうねというふうな、第三者は入らないところであります。

以上であります。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○内野さよ子議員

この白石町人事行政の運営等のこの条、例規集の中に、第5条、前条の公表は次に書かれる方法で行うということで、役場の掲示板に公表とか、インターネットを利用して閲覧する方法があるとか、何かこれとはまた意味が違うんですか、今おっしゃった点については。

#### ○本山隆也総務課長

今申しましたのは、町長以下職員間における業務及び態度、そういった能力と業績の両面から見た評価であり、この開示につきましては、客観的と申しますか、広報にも公開しておりますけれども、そういった職員の給料の状態、あるいは職員数、あるいは特別職の報酬等の状態、勤務時間、そういったものの開示でありまして、人事評

価とは差をなすものであります。

以上であります。

#### ○内野さよ子議員

この番号が1つふえたわけですがけれども、掲げる事項が、となると、ここのところは、この例規集の第5条というのはどれに、今も大まかなことだけとおっしゃったんですがこの公表というのは、どういう、今言われた部分だと思えますけど、今のでちょっとわからなかったんですけど。

#### ○本山隆也総務課長

この条例に掲げておりますのは、先ほど申しました勤務評定という内容が人事評価という内容にかわりまして、これまで一方的なものであったのが、おのれのステップアップも含めて、そしてまた末は給料等に反映するものであります。それは人事評価であります。

この運営状況の公表については、先ほど議員申したいらっしゃいますとおり、ホームページ、あるいはこの12月号にも記載しておりますけれども、全体的な人事の行政の運営状況、これを公表することで職員の任免である部分、あるいは給与、それから職員の勤務時間、それから職員の研修やそういった内容を全体的にあらわしまして、ホームページあるいは広報誌で載せているところであります。

以上であります。

#### ○内野さよ子議員

2番目に、人事評価の状況、評価ということが載ってるなら、この条例の中身というのはまた別枠で何か言葉をつくらなくていいんですか、その部分がちょっと重くなるので。何かちょっと私が勘違いしているのかもわかりませんが、これとは違うんですね。

#### ○本山隆也総務課長

条例に示す報告の部分につきましては、職員、任命権者がさまざまな内容をホームページ等によって報告、3条の内容を任命権者は、町長が住民に対して報告する部分であります。そして、その内容につきましては、この5条、公表の方法を示した内容が5条であります。

#### ○白武 悟議長

暫時休憩します。

10時17分 休憩

10時19分 再開

#### ○白武 悟議長

会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

### ○久原房義議員

一般の住民の皆さんから見たときに、人事評価について公表するということが、何かイメージ的には職員さんのいろんな能力、業績、そういったものが皆さんに、個人のもの全部公表されるというようなイメージ的にそうとられやすいというふうに思いますので、何かこれ変えられんとですかね、この法律上あるのかわかりませんが、状況の公表と、恐らく議会だよりでもこの表題については出るとは思いますけども、何か表現を、公表するということを表現を変えられるものなら変えたほうがいいんじゃないかなと。このままだと住民の皆さんは、それぞれ職員さんの評価が皆さんに知られるというような意味合いにとられることが、ここの表題からすると往々にしてあると思いますから、何か表題を変えられるようなものに変えられんかなと。ちょっと見れば、単刀直入に見れば、住民の皆さん全部に知らせるような条例の表題となっておりますので、その辺、変えられる方法はなかですか。

### ○本山隆也総務課長

人事評価につきましては、非常に内部的と申しますか、やはり部下対上司、あるいは課長等の勤務の状況、能力にまでも入っていくもので、その公表については現在国からもまだ示しがあっていないところであります。

その内容につきましてどこまで、今副町長がちょっと休憩のときに申しましたけども、段階的にAランクだ、Bランクだ等もございませうけれども、どういった内容で公表していくのか、やはり住民様に透明性ということも大事ではありますけれども、その部分についてもちょっと協議してまいらなければならないと思っております。

以上であります。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第7号「白石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

全員起立です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

### 日程第6

### ○白武 悟議長

日程第6、議案第8号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7

##### ○白武 悟議長

日程第7、議案第12号「白石町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第12号「白石町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8

##### ○白武 悟議長

日程第8、議案第13号「白石町振興基金条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

##### ○内野さよ子議員

単純な考え方もわかりませんが、これまでは処分という言葉がなくて、処理までしてあって、処分を今回つけ加えてありますけれども、処理という方法の、4条ですが、いずれかはなくなってしまうかもわからないという思いが処理の中にはあると思いますが、今回特に処分をつけられた意図が、いろんなところで処分をつけるように

なったのかもわかりませんが、その辺のことについてお願いします。

#### ○片渕克也企画財政課長

第4条の運用益金の処理ということになっておりまして、今まで10億円は国債により運用をいたしておりました。国債の利息の分、毎年入ってきますが、それについては主に社協に対する補助金だとか、そういったところに運用益の部分、利息の部分は処理を、ここで言う処理をして充てておりました。元金は減らさないで利息の部分だけをそういった財源として充てておりました。

それは、もちろん当分そういった処理はしていきますけれども、今回、いわゆる元金の10億円部分について、処分という形で事業に、大体基本的には新町まちづくり計画、今回見直していただきましたけれども、その事業計画の中に掲げた事業について取り崩していきたいというふうに考えております。来年度は情報伝達システムに充当したいというようなことで予算の計上をしておりますけれども、その後、新町まちづくり計画の中にあるような事業で、この基金を充てるにふさわしいような事業が出てまいりますれば、そういうふうな事業に充当していきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○内野さよ子議員

第2条の10億円とするという数字がなくなったので、処分という言葉をもたあえて使う必要があるのかなと単純にちょっと思ったんです。それで、今まで運用をずっと利息でされていたからそれはそれでいいと思いますけれども、10億円を削除するならば、処分という言葉をもたつけ加えないといけないという、その辺の理由がちょっとよくわかりませんでした。

#### ○片渕克也企画財政課長

この基金の造成時に、こういった条例、本来この基金の造成時に、いわゆるこの基金は何に使うのかという目的を定めておいたほうがよかったと思いますけれども、当時はいわゆる合併特例債で10億円、とりあえず積んでおこうと。そして、これはもう当分の間は手をつねばいねというふうな考え方で、その処分の方法については規定をしてございませんでした。今回、そういうことでこの基金の処分の方法について、ここに条例を掲げて処分をしたいというふうに考えておるところです。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○溝口 誠議員

基金の額10億円がこの一般会計歳入歳出予算で定める額とすると、この額が変動していくということでしょうかね。それがまた6条で、今まで町長の権限力で、基金の全部または一部を処分する、この町長の権限の程度、どういうものか御説明をお願い

いたしたいと思います。

#### ○片渕克也企画財政課長

現在10億円を保有しているわけですが、歳入歳出の予算におきまして幾らを取り崩すというようなことで定めるということで、まだ合併特例債のいわゆる借り入れは可能でございます。ですから、例えば新たに今回1億4,000万円取り崩すようにしていますが、もし新たに合併特例債を借り入れして、この基金を造成しようというふうなことになるれば、また10億円を超してすることも可能だというふうに考えています。ただ、それは理屈上可能であるというふうなお話でございます。

そして、処分については、それぞれ予算の中でどのような取り崩しをするのかということで、それはもう予算の中で出していきますので、皆様方の御判断をお願いしたいというふうな形で出てくることになるかというふうに考えております。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○片渕克也企画財政課長

いわゆる町長の権限ということでありましたけれども、この取り崩しに際しましては、全て予算に計上して出しますので、そこでそれが果たしていいのか悪いのかというのは、いわゆる予算で判断をしていただくという形になるかと思えます。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○秀島和善議員

1点だけ、担当課長にお尋ねします。

新旧対照表です。第4条に改正案で、基金の運用から生ずる収益は予算に計上してとありますけれども、現行では一般会計歳入歳出予算に計上してというくだりになってます。とすると、今後改正をされて予算となりますと、予算は一般会計歳入歳出予算から特別会計として、国保から水道から後期高齢者などありますけれども、それらにも計上されていくという考えでいいのでしょうか。

#### ○片渕克也企画財政課長

第2条で文言を、ここに一般会計歳入歳出予算（以下予算）ということですので、第4条にあらわしている予算という言葉は、一般会計歳入歳出予算ということになります。

ほかの会計にどうするのかということですが、基本的には一般会計に計上して、それを特定の会計に出すということは、全く不可能ではないと思います。

ただ、あくまでも新町まちづくり計画、それと適合しているのかというのが一番大事なことじゃないかなと思います。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第13号「白石町振興基金条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

10時33分 休憩

10時45分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

日程第9

○白武 悟議長

日程第9、議案第14号「白石町有明佐賀空港夜間貨物便基金条例を廃止する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

○久原房義議員

議案第14号についてお尋ねでございますが、夜間貨物便が就航してから、県からの補助金を利用して、主に地域振興なり、あるいは以前はいろいろ航路の確認であるとか、あるいは騒音の確認であるとか、そういったもろもろの費用に基金を充ててきたわけですが、私も会議の中で、県の皆さんにもよく言っておったわけですが、夜間貨物便が運航する以上は、白石町にとって何らかの影響があると。せんだってでも須古地区の馬洗の老人会に出前講座で行った折にも、非常に苦情が出ておりました。もう深夜に非常にうるさいと。夜でも時々目が覚めると、何とかしてくれんですかというような苦情等も、またこの須古だけに限らず、町内には、特に貨物便が就航する路線の近く、離れておればそうないですけども、特に路線の近くは騒音等の影響がやっぱりあっておるようです。

そういうことから、就航する以上は、白石の住民の皆さんに何らかの迷惑がかかっておるということで、これも引き続き県もそこら辺を十分考えていただきたいと。そ

ういうことで、この基金についても、今回は基金がなくなったので廃止するという事ですけども、むしろ基金に積み増して、県からそういった白石の住民の皆さんにいろいろ迷惑をかけておるということで、やっぱり県から何がしかの、そういった白石の地域に迷惑をかけておる以上は、何らかの県の気持ちもあっていいんじゃないかと私は思うわけですけども、その辺はいかがでしょうか。

### ○片渕克也企画財政課長

現在も夜間貨物便、就航をしております、結構夜間、ちょうど寝入っているときにうるさいと思うときも、私もあるわけでございます。

実は、今年のちょうど2月ぐらいでしたけど、航路の変更ということで、県からお話がありました。有明海上で旋回をして、もう佐賀空港にさっとするように、着陸、離陸もですけども、するよう航路を変更したいというふうなことでお話がありましたが、その後、国交省からは何の連絡もないというふうな状況で、いまだ従来、白石町の上空を通過している状況でございます。

ただ、来週やったですか、再度その新しい航方についての説明をしに参りたいというふうなことで県から伺っておりますので、ただそれが新しい航路になるのかならないのかというのは、全くちょっと今のところ全然情報はございません。

もし従来の航路をまだまだ続くというふうなことが出れば、提案されれば、当然、全然うるさいと、騒音は解消されたわけではないというふうなところは言っていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

### ○久原房義議員

今回は夜間貨物便の基金条例ですけども、ただ今後想定されるのが、これどうなるかわかりませんが、もう一つはオスプレイの問題があるわけです。これは地元なり県がどういった形になるのか、これはまだ全く未定ですけども、ただこの夜間貨物便のことも県には白石に相当迷惑がかかっておりますよということも、やっぱり言っていないと、このオスプレイにもまた関連してくるわけです。

夜間貨物便に対して何ら、白石の町民の皆さんからいろいろな異論はないというようなことで県が受けとめていただければこれは大変困るわけです。ですから、夜間貨物便も影響があっておりますよ。さらに、オスプレイはどうなるかわかりませんが、さらにオスプレイということにでもなれば、これはもっとまた問題的には大きいわけですけども、そういうこともございますので、これは基金がなくなったから処分するという事はわかりますけども、ただその態度としてこの夜間貨物便あるいはオスプレイについても、やっぱり白石町から県に対していろいろ申し入れをしていかなければいけないというふうに思っておりますので、その点、町長いかがでしょうか。

### ○田島健一町長

ただいま久原議員から夜間貨物便、さらにまたオスプレイの話まで伺ったわけでございますけれども、まずもって、空港の夜間貨物便の基金がなくなったということで、

今回条例の廃止をお願いしているところでございます。しかしながら、先ほど申されましたように、まだまだ就航している以上は、町に対しての迷惑があるので、当初の基金はなくなってしまったろうが、またお願いしていくべきじゃないかというようなお話でございました。

先ほど課長が申しましたように、一昨年ですか、航路の変更という話があったわけでございますけども、ほとんど進展がない状況下でございます。佐賀空港を利用するにしても、自動操舵で有明海の海上から真っすぐ入っていくという方法がとられるということを知っておりましたので、私たちもちょっと希望しとったわけでございますけれども、これは技術的なことなのか何なのかはわかりませんが、まずもってそちらのほうはどうなるのかなというのをちょっと注視をしてみたいというふうに思っております。

しかしながら、今月、県のほうから説明に参りたいという予定になってございます。その中で、どんな話をうちになされるのかまだ未定でございますけども、航路変更でなければ、以前のままとというような方向であれば、先ほど議員申されましたように、基金はもう5年も前にももらったけども、もうなかよって、また就航が続くようであるならば、白石町、いろんな面で迷惑がかかっておりますので、その対策、基金を再度お願いしたいということも申し上げてみたいというふうに思っているところでございます。

さらにまた、オスプレイについてはまだまだ先が見通せませんが、議員言われますように、なくなってしまうからオスプレイの話になったときに、関連づけという話もあるでしょうから、やはり夜間貨物便での影響というのをしっかりと申し上げていかないと。そのためには、やはり基金がなければ、県に対して、現時点での夜間貨物便での調査をもっとシビアにデータをとっていただくように。そして、今後のオスプレイ、来るかどうかわかりませんが、そのときの資料になるようにしていきたいなという思いもございます。

以上でございます。

### ○溝上良夫議員

この夜間貨物便の基金ですけども、旧福富町さんの時代にもらわれたわけですけども、そのときは家畜の影響が大きいからこういう基金を持っているんだという話がありました。それに関してですけども、今後、家畜に被害が出た場合、県にそれは言って県が何とかしてくれるでしょうけども、一番ちょっと気になっているのが、人間の問題ですけども、騒音調査を毎年やっていたと思うんです。それはもうしないのか、その予算はこれから出されてたと思うんですけども、その予算はほかかに出すのか、今後、で、家畜の品質の問題、その調査の費用はどうされるのか、県に言うのか言わないのか、町費で賄うのか、そこら辺の関係をお伺いいたします。

### ○片渕克也企画財政課長

いわゆる騒音計を用いた調査というところまで、内容はちょっと私確認しておりませんが、一応協議会の中で、実地調査ということでこの基金を活用してずっと

継続して調査いたしております。ただ、この基金が枯渇してしまいますので、調査についてはどのような形でしていくのかということだと思いますけれども、一定、特に状況が変わったりしたような場合は、これは調査はぜひして、町費でも調査はしないといけないと思います。

それと、この基金としての活用というふうなことで始めましてからは、畜産に関する被害のみならず、町全体の人といいますか、老人クラブの皆さんだとか婦人会の皆さんだとか、あるいはその地域だとか、それからPRの推進だとか、いろんなところにも活用させていただいているところです。

#### ○溝上良夫議員

再度確認ですけれども、何か騒音に関して問題があった場合、もう町費で見るということですね、そういうふうに解釈していいんですか。

#### ○片渚克也企画財政課長

現状からまた大きく変わるような状況になったときは、それは町としては、まず調査をしないことには物も言えないんじゃないかなと思いますので、そこはそこで対応しなくてはいけないと考えております。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○久原久男議員

この議案第14号ですが、前者の方も質問の中で言われましたが、この基金、畜産振興とか白石町のブランド確立とか、いろいろな事業をやってきたわけですが、今回、この基金がゼロと、枯渇したということでこの条例を廃止するわけでございます。そういう中において、27年12月に監査報告のところで報告書が、見たように私は記憶しているんですが、八百何万円ぐらいの残があったように思います。私のちょっと認識違いかもわかりませんが、この件について。

そしてまた、残っていれば、残ってないといえればあれですが、どのような方向になっていくのか、使うのか、その辺のこと。

#### ○片渚克也企画財政課長

各年度の事業の概要を申し上げますと、平成22年度の5月末の残高で1,873万2,647円ございまして、平成23年度に調査、それから、肥育牛の肉質にどのような影響があるのかというような、そういった報告会等を行っております。その経費が5万4,000円程度かかってございまして、以降、平成24年度から畜産振興事業補助金という形で支出をしております。24年度末の基金残高が1,721万9,221円、25年度に同じく引き続き畜産振興事業の補助金、これは肉質の改善とか、そういった事業でございます。それにPRイベントの補助金、それから老人クラブの生きがいづくり、ゲートボール用品等の購入事業を実施しております。25年度末の基金の残高が1,283万4,067円

というふうになっております。

平成26年度におきましては、同じく畜産振興事業それからPRイベント事業、それから潮塞観音100周年記念ということで、災害実績伝承事業費に対して補助金、それから地域振興活動事業という、婦人会に対する助成金を支出しております。26年度末で、議員おっしゃったような847万6,421円の残金がございます。27年度は畜産振興事業、あわせてPRイベント事業等を実施しております、27年度末の残金が562万7,421円となっております。

そして、27年度の事業といたしまして、畜産振興事業、それと水産振興事業、これはノリの販路とか、そういった、あるいは若手の研修とか、そういった事業を実施しておりますが、これに支出をいたしまして、今のところ決算の見込みというか、実績でき上がっておりますが、協議会の運営費等でもうゼロとなるというふうなことでしているところでございます。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑。

#### ○久原房義議員

この基金条例は廃止するという理由が、この基金がなくなったのでということですが、ただ、本来の目的というのは、騒音なりの影響が非常に地域にあっておると。それを幾らかでも解消するとか、あるいは地域の振興にいろいろ当てていくとかということで、これは飛行機が夜間便が通る以上は、やっぱり迷惑がかかるわけです。ですから、初期の目的というのはまだまだ達成されていないと思うわけです。基金はなくなったわけですが、なくなった、普通の基金ですと目的が一応達成されたからもうここで廃止しますというふうな形になるでしょうけども、ただ、まだ地域に迷惑がかかっておるけども、それはずっと続いていくわけです。ですから、基金はゼロであっても条例そのものは生かしながら、そして県にももう少し、もう基金がないぞと、これからやっぱり地域としても何らかの対策も考えていかんといかんということで、やっぱり県に要請をしながら、それで県が応えていただければ、この基金にそれをまた入れていくと。

一回廃止すれば、また県から金がもし来れば、また基金条例をつくらんといかんことになるんですね。ですから、ゼロであってもこのまま条例としては生かしておっても別に何ら影響ないじゃないかなと。後でまた、わかりました、県のほうでそれは白石町にいろいろ迷惑をかけておるから、何がしかの対策を考えましょうということになれば、やっぱり受け皿としてこの条例は残していても私はいんじゃないかなというふうに思いますけども、まだ地域の皆さんに対しての迷惑、影響というのは何ら解消されないわけですね。ずっと続いていくわけです。その対策として、こういった基金条例を生かしておくということは、私は必要じゃないかなと思います。

#### ○片渕克也企画財政課長

議員おっしゃられるとおり、確かにそういった考え方も重要だと思います。ただ、一応、例えば新たに交付されるようなこととなりますれば、その時点で幾ら交付があったというのを明らかにして、そしてまた新たな基金条例なりを制定していくというもののほうが、用途等も明確にできるし、活用、そういった方面についてもできるのではないかなど。

それから、今協議会の皆様方についても、また新たな視点から捉えていただけるようなことも大事じゃないのかなというふうに考えております。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○秀島和善議員

担当課長に2点お尋ねをいたします。

第1点が、この基金に基づいて肥育部会での肉質の影響調査を行ったということ、答弁でありましたけれども、その結果はどういう内容だったのかというのが第一です。

2番目に、協議会に対してはこの基金条例、廃止するということについての打診はなされているのでしょうか。

#### ○片渕克也企画財政課長

騒音が肉質に及ぼす影響はどうだったのかというお尋ねかと思っておりますけれども、なかなか難しい面があると。それが果たして、例えば肉質が落ちたにしても、それが果たして騒音によるものなのか、ほかの影響によるものなのかとか、いろんな観点から、なかなか報告においては明らかなどころは出てございません。ただ、牛が、夜通るときには明らかに反応があるというふうなことは現地で証明をされております。そういったことでこういった基金が設立されたというふうに考えております。

協議会の皆さんにつきましては、昨年、協議会をいたしまして、基金が枯渇しますので、事業的にはこれでこの事業については一応終わりにしたいというふうなことは申し上げております。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第14号「白石町有明佐賀空港夜間貨物便基金条例を廃止する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10

##### ○白武 悟議長

日程第10、議案第15「白石町国土利用計画審議会条例の制定について」議題とします。

質疑ありませんか。

##### ○溝口 誠議員

国土利用計画法に基づいて白石町で国土利用計画審議会を置くということでありま  
す。この審議会は、計画の策定ということで調査、審議をするということで、この国  
土利用、白石町の利用、大事なことだと思います。そういう中での調査、出発の段階  
で調査をするということでございます。そういうことで、非常に重要な部門の出発だ  
と思います。そういうことで、審議委員を20人をもって構成するということでありま  
すけれども、その中で一つが、町会議員を選出すると。町会議員何名程度される予定  
なのか。

そして、また2点目、国土利用に関し、識見を有する者と、識見というのはどうい  
う方々をその対象として選ばれるのか、伺いたいと思います。

##### ○片渕克也企画財政課長

まず、利用計画審議会の委員の構成についてのお尋ねでございます。

一応まだ原案でございますけれども、町議会から3名程度お願いをしたいと。それ  
と、各校区ごとに多分駐在員の代表になるかと思っておりますけれども、各小学校区ごとに1  
名ずつ8名、それと土地、農地もございまして、農業委員各地域ごとに3名、その  
ほか農業、漁業、商工関係から3名、そして副町長、それに識見といいますか、県な  
りあるいは試験研究部門、学術関係なり、必要であれば識見を有する者という形で、  
現在のところ具体的には考えておりませんが、そういったところの参加もお願い  
したいというふうに考えているところです。

##### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

##### ○内野さよ子議員

内容的には大変いい計画をされるというふうに思っています。ちょっとこれは単純  
なことですけど、ページ2ページの第7条に、審議会の庶務は企画財政課において処理  
するということですけど、普通は審議会のこの条例に出るときには、課の設置のよう  
なものはほとんど出てこないですので、総合計画の審議会のところを見ましたら、こ  
の課の設置については規則で定めてありました。それで、課の設置までここに入れる

と後でまた課の設置の要綱が変わったりしたときに、ここの条例まで変えないといけないような感じになる。規則のほうに課の設置のようなものはしたほうが、何か、こういうようなものに出ることは余り今まで見られなかったんじゃないかなというふうに思ったところでした。

大体、私たちはほとんどの審議会なんかは、これは企画課ねとか、ああこれは何課ねとかと推測をしながらみんなやっていますので、ここにあえてする必要があるのかなというのをちょっと一つ、単純ことですけど、済みません。

### ○片渕克也企画財政課長

この国土利用計画というのは、基本的にはほとんど土地に関する町の行政部門、例えば建設課であるとか、産業課であるとか、農業委員会であるとか、農村整備であるとか、いろんな関連部門がございますので、あえてといたしますか、明確にするために統括的に企画財政課が行うというようなことで、ここに明示をいたしているわけがございます。

### ○内野さよ子議員

最大の総合計画審議会みたいなものも、いろんなところの課が入っているので、それもとても重要だと思いますが、規則に入れてあるんですが、この国土利用もそれと同じ同等の規格かなということから考えると、ここに入れなくてもいいんじゃないかなという気がしていますが、あえて入れた理由は、例えば今回改めてつくってあるので、これまでの要項の設置の国からの指針で、こういうふうなところに入っていたのかなと思いますが、いろんな条例なんかを見るんですけれども、いろいろ条例の書き方が違ってきます。同じことを書いてあっても、私たちにはちょっとわかりにくいところがあるんですが、やっぱり統一して何かこういうのは書かれてもいいのかなと思うようなことも今まで結構ありましたので、やっぱりあえて入れたほうがいいのかないかなと思いましたので、その点について、総合計画と同じような感じじゃないかなと思いました。

### ○片渕克也企画財政課長

ほかの審議会等々の条例との整合を図るといふような面ではちょっとあれですけども、企画財政課とあえて入れたという趣旨は、先ほど申しましたようなところがございます。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第15号「白石町国土利用計画審議会条例の制定について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11

##### ○白武 悟議長

日程第11、議案第35号「白石町課設置条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第35号「白石町課設置条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第12

##### ○白武 悟議長

日程第12、議案第19号「行政不服審査法第81条第1項の機関に関する事務の委託に係る協議について」議題とします。

質疑ありませんか。

##### ○内野さよ子議員

この第19号については、事務の委託ということで、県のほうにもちょっと委託をするというようなことだと思いますが、初めての逆権限移譲じゃないかなというふうに思いますが、第5号議案でも出されていましたが、これは関連していると思いますが、その点は、相談業務は県がやって、審理とか審査委員会はあえて町がつくっているけども、相談業務は県に移譲するというので、そういうふうに考えていいんですかね。

##### ○本山隆也総務課長

この審査会の事務に関しては、なかなか専門性も必要な部分、それから申し立ての件数が少ない部分等を考えまして、県内10町もほとんど県のほうに委託ということでお願いするところです。白石町の審査のチェック機能ということで委託ということに

なっております。

以上でございます。

### ○内野さよ子議員

第5号議案で出された審理員とか、あえてそういうふうに、やっぱり町でこれが委託する権限移譲をされるというふうにはわかっているのに、審理員の設置とか審査会の設置とか、そういうようなものを今回改めて第5号議案で出されていますけども、じゃあ審査会というのは、具体的には戻ってきたものを審査される会だったと思いますが、その審査会はじゃあ何人ぐらいされようとしているのですか。もう行政、県のほうでいろいろ相談業務をされるんだったら、私、第5号議案のときにも言いましたが、権限が審理員と審査会と同じ町でやるから、何かその辺がおかしいなということも思っていた、あえて今度また相談業務も県のほうにしてあるならば、このところを、第5号議案とかも必要だったのかなと、ちょっと単純に思っているんですけど、どういうふうにするか、ただ単に引き継ぎをするだけなのか、町でやるのは。その点についてお願いします。

### ○本山隆也総務課長

やはり議員おっしゃいますとおり、先ほど5号議案で出てまいりました審理員、それから庁内におきます審査庁としての審査、申し出人、請求人からの主張や証拠の提出等が示され、そして採決について審査庁で行うわけでございます。

そしてまた、この内容につきまして最終的に諮問、そしていただく答申、このチェックを経まして返ってくるということで、再度その精度を高めたものであるかと思っております。

以上であります。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○本山隆也総務課長

審査会の人員につきましては、現在ちょっと後で、後でもってお答えしたいと思います。

以上であります。

### ○内野さよ子議員

ほとんどの町村で県のほうに相談業務を委託するというので、ほとんどの町村で第5号議案についてもいろいろしてあるということに理解していますけど、何かちょっと、スピーディーにやるために町にわざわざ審理員を設けてみたいなことをちょっとおっしゃいましたが、何か必要性があったのかというのを思っていますけど、町としては具体的には、そういうふうに変ったことについてどういうふうにして思ったからさっきの計画をされたのか、ちょっとよくわかりません。

**○本山隆也総務課長**

行政不服審査におきます制度の改定でございますけれども、審理員による審理手続、それから第三者機関への諮問手続の導入ということで、新たに導入されたことによりまして新たなこの制度ということで、審理員の設置、そしてまた県に委託しようとする第三者機関の設置ということで、御理解願いたいと思っております。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○久原久男議員**

この町自体での設置は少ないためちょっと難しいと、そういうふうな答弁でございましたが、これが少ない委託といいますか、少ないから多分かかる経費も少ないと、そういうふうに理解するわけです。そういう中で、県に、県のことですから答弁できない部分はいいですが、県のほうにもこの行政不服審査会なるものはあるわけですよ。今からつくるわけですね。それ、わかればどういうメンバーの方が、何人ぐらいでやるのか、その辺を。

**○本山隆也総務課長**

新たな組織、この第三者機関であります審査会の設置の内容につきましては、後もって報告したいと思います。

現在、既に県ではあると思われましてけれども、そこと同じ組織としてそこに10町といますか、そこが願いますのか、あるいはまた別の組織立てをさせていただくかはまだ未定でありますけれども、現在の県の状況については、後もってまた御報告させてもらいたいと思っております。

**○白武 悟議長**

暫時休憩します。

11時25分 休憩

11時30分 再開

**○白武 悟議長**

会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第19号「行政不服審査法第81条第1項の機関に関する事務の委託に係る協議について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第13

##### ○白武 悟議長

日程第13、議案第20号「白石町過疎地域自立促進計画の策定について」議題とします。

質疑に入りますが、ページ数の最初から19ページまで、いわゆる目次、交通体系の整備、情報化及び地域間交流の促進まで質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に、ページ数20ページから最後まで。生活環境の整備事業計画まで質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第20号「白石町過疎地域自立促進計画の策定について」採決をします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14

##### ○白武 悟議長

日程第14、議案第21号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

採決をいたします。本案は人権擁護委員候補者に片渕直樹氏を推薦するに当たり議会の意見を求めるものです。

お諮りします。

議会の意見として異議なしと付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第21号は異議なしと答申することに決定しました。

## 日程第15

### ○白武 悟議長

日程第15、議案第22号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

採決をします。本案は人権擁護委員候補者に古田正賢氏を推薦するに当たり議会の意見を求めるものです。

お諮りします。

議会の意見として異議なしと付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第22号は異議なしと答申することに決定しました。

## 日程第16

### ○白武 悟議長

日程第16、議案第29号「平成28年度白石町一般会計予算」の総務部門を議題とします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、予算書の何ページ、予算説明資料の何ページとはっきりお示しください。

まず初めに、1ページから歳入45ページまでの総務部門について質疑ありませんか。

### ○内野さよ子議員

繰入金のことですけれども、ページ5ページにも繰入金のことが……。

### ○白武 悟議長

何ページですか、6ページ。

### ○内野さよ子議員

ごめんなさい、4ページと5ページにまたがって、繰入金のことが書いてあります。と同時に、繰入金についてはこういう、今回10億円という繰入金をしてありますけれども、これから財政がいろんな面で少なくなってきました。交付税、交付金等も、それで、全体的な基金というのが八十幾らぐらいあったと思いますが、今後についての予算の立て方ですけど、見通し、今後、ことし、来年、再来年と基金を繰り入れながら予算を立てていかれると思いますけど、繰入金の考え方についてお願いします。

### ○片渕克也企画財政課長

地方交付税の一本算定、28年度2年目に入りますけれども、一般財源が徐々に縮小していくこととなります。まだこういった対応については、いわゆるソフトランディングをしたいというようなところで、繰入金等を活用していきたいというふうに考えております。

また、現在計画されております道の駅だとか、あるいは今後出てくるであろう白石の社会体育館とか、あるいは各学校等の老朽化に伴う整備事業、これらにも基金を活用していきたいというふうに考えております。また、本年借り入れしました筑水ですね、多額の借り入れをいたしておりますので、これらの償還財源等にも充てていきたいというふうに考えております。

ただ、充てるだけですと基金はずっと減っていきます。ですので、毎年度、一応決算を見通しましてできるだけ無駄遣いをしないようにして、基金は積み立てていかなければならないというふうに考えております。

それと、いわゆる平準化といいますか、年度年度で予算を立てていくのでありますけれども、その中でどうしてもこの年度は厳しい年がある、あるいはこの年度は事業が集中して厳しい年があると、この年度はちょっと一段落したから余裕があるとか、そういうこともございますので、そういったところで、ずっと基金を崩すなり、また新たに積み立てるなどして、そういったところで調整をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○溝上良夫議員

ページ数の確認ですけれども、16ページいいんですかね。

16ページの軽自動車税、今年度の4月から登録に関して増税がなされるわけですが、3月も終わりに近づいてますけれども、3月までに駆け込みで登録された部分というのは、わからないでしょうけど、もし、少しでも税に、3月までに影響が出てきたのか、駆け込みで軽自動車を購入された部分、そういうのがわかれば。わからないか。

### ○吉原拓海税務課長

駆け込みでふえた台数という御質問でございますが、軽自動車協会それから県との登録の項目について今調整を行っているところです。ただ、うちが持ち得る情報につきましては、初年度登録から13年以上で重課ということで税金が上がりますけど、そういうふうな情報についての全ての情報がまだ調っておりませんので、登録台数の幾らかの伸びというのはあっているというようなことは確認はいたしておりますけど、その重課とか、いろんな部分に影響する部分についての駆け込みがどのくらいあったかというのは、恐らく県との連絡調整の整備が完璧にいくことしの5月以降で情報が

入ってきた段階でしかわかりませんので、当初課税以降、6月以降に正確な数字は出てくるものと思っております。

以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○久原久男議員**

19ページです。自動車取得税交付金というのがありますが、この今消費税を10%になす時点で、この取得税をなくすというふうな話で政府のほうで検討されているというふうに思います。その中で、そのとき決定された時点でこの交付金がなくなるもんか、その辺のことについて。

**○吉原拓海税務課長**

自動車取得税交付金につきましては、消費税10%の時点でなくなるというふうなことで閣議決定されております。ただ、自動車取得税交付金につきましては、少なくとも登録がなされた後に県税を通じて入ってきますので、数年間、過去にさかのぼって登録とか、幾らかそういうふうな状況が過去にも、自動車重量譲与税の創設にあったときに、地方道路譲与税から自動車重量譲与税への移行があったときに、まだ地方道路譲与税の分が頭出しで1,000円出しておりますけど、その分についても幾らか交付金が入ってきておりますので、当然自動車取得税交付金についても、数年間は過去の課税漏れみたいな形が幾らか入ってくるものだと思っております。

**○久原久男議員**

それはもう金額的にはこれよりも大分少なくなるということは確実ということですね、そういうことですね。

**○吉原拓海税務課長**

29年4月をもって10%の消費税が一応確定しておりますので、29年度までは少なくとも幾らかの交付金が来るとは思いますけど、30年度からはかなりの額で減ってくるものだと思っております。

以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○秀島和善議員**

ページ数は25ページです。25ページの1目の総務手数料のところですけども、2節として戸籍住民登録手数料ということで、説明欄に通知カード、個人番号カード再発行手数料として9万円計上されてありますけれども、この9万円の積算根拠をお伺

いたします。

**○白武 悟議長**

これ住民課ですので、あすお願いします。

**○秀島和善議員**

ああ、そうですか、はい。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に歳出に入ります。

ページ数46ページの議会費から58ページの行財政事務改善費まで質疑ありませんか。

**○溝上良夫議員**

ページ数52ページ、ストレスチェックの委託料です。これは昨年12月1日で厚労省が労働衛生法の改定でなされた分ですけれども、この方法、どういう方法でされるのか。委託をするのか、産業医ですか、一般で言う産業医にお願いするのか、保健師にお願いするのか、一般の会社に委託するのか、方法をまずお伺いをいたします。

**○本山隆也総務課長**

現在、想定しておるところは、専門の業者の方に委託ということで想定しておるところでございます。

以上であります。

**○溝上良夫議員**

問題になるのが、業者に委託した場合、もちろんデータは業者が持つわけですが、そういった場合の個人情報、その問題はどのようなふうな対応をされるのか、もちろんその会社が大丈夫と言えましょうがないんですけども、そういうようなところはどのようなふうにご検討されるのか、お伺いをいたします。

**○本山隆也総務課長**

個人からの回答によりまして、そのストレス度につき委託して内容の解析というふうになります。個人の情報につきましては、例えば数字、番号で行われるとか、名前及び特定できないような措置というのは十分にとっているかと思っております。現在のところちょっとそういう状況を想定しております。

以上です。

**○溝上良夫議員**

このストレスチェックで異常というか、あった場合、前ページのメンタルケアの相

談のほうに行くという方法をとるのか、強制的にメンタルケアの相談のほうに行くのか、ストレスチェックだけで終わるのか、そこら辺の関係を最後にお伺いします。

**○本山隆也総務課長**

総務課職員係等の職員による面談、それからやはりストレスのもとと申しますか、そういったものについての、私たちが判断いたしまして、その職員がおのずから自分の足で一步踏み出さないとそこに踏み出せないものですから、やはり直接心理カウンセラー関係の医療機関へ行かれるのか、あるいはこちらの庁舎内で想定をしておりますケアのところに行くのかは、その本人と相談しながら、改善に向けて処置をとっていきたいと思っております。

以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○井崎好信議員**

同じく、同じページの52ページでございます。備品購入費として高速フルカラー印刷機購入費が505万6,000円計上されております。この印刷機は高価でございますが、今まではどういうふうな形での印刷をされておったのか。そしてまた、この購入をすることによってどういったメリットが出てくるのか、その辺をお尋ねをいたします。

**○本山隆也総務課長**

現在置いております機械とほぼ同様の機械であります。名前がちょっと高速フルカラーというふうに書いておりますけども、現在と従来の機器の更新によるものであります。

以上です。

**○井崎好信議員**

更新というふうなことで、民間の印刷業者の委託費あたりの経費削減にはならないということですね。民間の業者に委託を減らすと、この購入によってその辺の経費削減にはならないということですね。

**○本山隆也総務課長**

内容、質的には少し民間の印刷とは劣るかもわかりませんが、町内全戸とか、あるいは大量の印刷をこの機械で行いますので、かなりの効果は期待できるもの、これまでも効果は出ておりますけれども、その部分につきましては、効果が出ているものと思っております。

以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

#### ○片渚栄二郎議員

説明資料の7ページです。国土利用計画費の中で、目的の上から3番目の行政上の指針となる総合的かつ長期的な計画ということでございますけれども、この長期的は何年ぐらいの期間を考えておられるのか。

#### ○片渚克也企画財政課長

何年考えているかということですが、いわゆる期限、期間というのは、何年度を目標にという話じゃなくて、白石町はこういう姿で発展すべきじゃないかという基本の計画、ビジョンをつくるということにあります。ですから、農業を振興させる地域、あるいは住宅地域として開発する地域、あるいは企業等を呼び込んでいく地域、こういった町の中で一応エリアを決めて、そして発展を目指さないと、ばらばらになってしまうと町の発展ができないというふうなところの、基本となる計画をつくりたいというふうに考えております。

#### ○片渚栄二郎議員

それでは、事業内容の(2)番、小学校単位での町民参加型のワークショップを開催し、町民意見を反映して計画を策定するとございますけれども、この各小学校校区での意見を聞く場の、どういった方たちまで広げて開催を考えておられるのか。

#### ○片渚克也企画財政課長

いわゆる一般の町民さんを対象というふうに今のところは考えております。ただ、意見等を持っておられる方は積極的に参加をしていただければと思いますけれども、やはりそういったところに余り関心がないという方はなかなか御参加をいただけないというところもあるかなと思いますので、やはり地区を代表する駐在員さんとか、区長さんとか、分館長さんとか、そういった方々にこちらからこういったことでしますので、一応意見を言ってくださいというふうな形で開催をしていきたいというふうに考えています。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○本山隆也総務課長

先ほどのストレスチェックにつきまして、補足をさせていただきたいと思います。このストレスチェック委託業務に関しては、ほぼ職員個人の意思による判断ということで、あくまでその委託業者と個人さんによる相談業務ということになります。これまでも職場内で大丈夫ねという感じで、相談業務はいたしておりましたけども、このストレスの問診をとりまして、この業務に関しては職員個人がその会社とのほぼそこだけということで、職員係がそこにどうしなさい、こうしなさいということはほぼ

ないということで御理解をお願いしたいと思います。

#### ○岩永英毅議員

57ページ、15節の説明項目で、庁舎バッテリー取りかえ制御装置更新工事費、これバッテリーはこんなにかかる、あるいはどこにつとりますか。

#### ○片渕克也企画財政課長

庁舎、停電しますと所要電力ですと停電しまいます。ですから、停電したときも大丈夫なようにバッテリーを備えております。これはあらゆるうちの電源装置、例えばパソコンにせよ、あるいは住民課のサーバーとか、いろんなところ、停電してはいけないようなところがございますので、そして庁舎、落成しまして6年目になりますか、それで一応それぞれのバッテリーについても耐用年数を過ぎているというような指摘を受けておりますので、交換をしていきたいというふうに考えております。

#### ○久原房義議員

予算書の56ページですが、ここに交流館の管理委託料894万9,000円、それと2つ下の庁舎清掃業務委託料527万円というふうにありますけども、これは管理委託料と清掃業務の委託料、若干内容は違うかとは思いますが、ただ単純に清掃業務ということで考えたときに、庁舎はかなりの利用頻度があるわけですけども、それに比べて交流館の管理委託料が約900万円近くということで、庁舎の清掃は527万円ですね、この金額を比べたときに、交流館の管理委託料がかなり高いなという感じがしたものですから、この管理委託料の内容をちょっと教えていただきたいと思いますが。

#### ○片渕克也企画財政課長

まず、交流館の管理委託料894万9,000円でございますけれども、これについては、指定管理者である白石町社会福祉協議会のほうへ指定管理料として委託する部分の金額でございます。ですから、施設全体の、夜間といいますか、利用の時間の管理だとか、そういったところも全部含んだところの管理料でございます。

庁舎の清掃業務につきましては、複数年契約で清掃業務の委託契約をいたしておりまして、527万円ということでこれは複数年契約をしておりますので、28年度分ということで計上いたしております。

#### ○久原房義議員

交流館の管理委託料を社協に指定管理者として委託しとるわけですが、この内訳として894万9,000円の中に、清掃業務というのは、もし清掃を業務委託してあれば、その中に清掃業務委託料というのがどの程度含まれるのか教えてください。

#### ○片渕克也企画財政課長

清掃業務は、多分ではいけませんけども、資料を持ち合わせておりませんが、委託を外部に、清掃会社に委託をしておられると思います。その管理料の内訳については、

詳細には後もって御説明したいと思います。

○白武 悟議長

暫時休憩します。

12時00分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

ページ数46ページの議会費から58ページの行財政事務改善費まで質疑ありませんか。

○片渕克也企画財政課長

先ほど保留をいたしておりました交流館の委託費の内訳についてでございます。

交流館の清掃費につきましては、シルバー人材センターを活用してお願いをいたしております。外の樹木の剪定まで含めて年額90万円ということになってございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑。

○秀島和善議員

予算書のページ数が53ページです。53ページの説明欄に県部落史人権啓発教材調査研究委託事務負担金として18万4,000円、及びその下段の県部落解放推進協議会負担金として5万2,000円です。この金額の積算根拠を示していただきたいと思います。

2点目です。ページ数55ページになります。13節、14節のところに、OCR装置保守委託料ということで23万8,000円、その下にもOCR装置リース料ということで56万円、ちょっと私このOCR装置というものがどういうものなのか、皆目わかりませんので、説明方お願いします。

最後に、3点目として、ページ数57ページです。18節の備品購入費にAED購入費として30万円計上してありますけれども、これはAED何基分のものなのかということと、現在AEDが各小学校、中学校含め、公共の場に設置されましたけれども、AEDを使った実際の件数など、お尋ねしたいと思います。

○本山隆也総務課長

予算書53ページの中段にあります負担金の県部落史人権啓発の教材調査研究委託金及び県の部落推進協議会の負担金につきましては、県内で統一されたところで負担金を各町拠出しているかと思います。積算については人口割とは思いますが、詳しくについてはまた後もってお答えしたいと思います。

以上です。

○小池武敏会計管理者

予算書の55ページのOCR装置の保守料とリース料というふうなことで、これにつきましては、納付書の集合税とか使用料関係の自動の読み取り装置ということで、それに読み込ませて金額とか債権者の名前、そういった部分を読み取らせまして、広域圏の電算センターのほうにつながっておりますので、その収納消し込みを行うための装置ということでございます。よろしく申し上げます。

#### ○片渕克也企画財政課長

予算書57ページのAEDの購入費でございます。ふれあい郷の遊喜館に新たに設置をするということで予算を計上しております。1台分でございます。

なお、これまでの実績ということでございますけれども、庁舎に関しては、数年前、庁舎周りの公園内を散歩されておられる方が倒れられて、1回使用があったのを自分が記憶の中では覚えております。あと、ほかの施設の実績については、ちょっと資料がございませんので、取りまとめた上で後もって書面で報告をしたいと思っております。

#### ○吉岡英允議員

ページ数55ページをお願いいたします。55ページの財産管理費の11節の需用費ですけれども、その中に燃料費としまして347万4,000円、光熱水費といたしまして1,302万2,000円、修繕料としまして590万円おのおの計上されております。それで、その中の内訳等々をお願いしたいと思います。特に修繕料は何を修繕されるのか、また燃料費におかれましては、燃料費は何に使うのか、よろしく申し上げます。

#### ○片渕克也企画財政課長

まず、燃料費でございます。庁舎の管理費の中で、公用車55台程度ございますけれども、公用車に関する燃料費が大部分でございます。ほかには除草用の芝刈り機とか、そういった燃料費でございます。

それと、光熱水費につきましては、庁舎の光熱水費、電気料でございます。

修繕料につきましては、大きなものは公用車の車検代、修繕代、そういったものでございまして、あとは庁舎の緊急時等の修繕料を計上しているところでございます。

#### ○吉岡英允議員

そしたら、燃料費についてまたお伺いします。

公用車というふうなことですけれども、公用車はただいっぱいあると思っております。自社持ち分とリース車とございますけれども、全ての燃料をおいてこれで入れられるか、またどっか科目によっては公用車リース料と燃料代と別に上がっているところもあったような気がするんですが、その辺を再度お伺いします。

#### ○片渕克也企画財政課長

基本的にはこの公用車の管理費の中で燃料費は上げておりますけれども、例えば補助事業等で燃料費が一定の割合認められているとか、そういったところがあれば、なるべくそういうところに計上させていただいて、そういうところから燃料費等を支出

するように、そちらを優先して支出するようにしております。

公用車のリース料もしかりでございますが、事業によって公用車のリース料等が認められた経費がある場合はそちらで計上しております。ただ、ほとんどがいわゆる一般財源で、公用車を入れる場合はリースじゃなくて買い上げというふうなことでしております。

以上でございます。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○大串武次議員

予算書の57ページの備品購入費の公用車購入費400万円上がってますけど、この台数をお願いしたいと思います、まず。

#### ○片渕克也企画財政課長

前田議員の一般質問の中にもございましたけれども、まず、軽の四輪駆動車をまず優先的に購入をしたいというふうに考えております。そのほかの軽トラックを2台、締めて3台ということで、今のところ計画をしているところでございます。

#### ○大串武次議員

四駆を1台ということでございますけど、いろいろ変えられるとき、今回に限ってではございませんけど、車種の選定はどういう要件を考えて購入なさっているのか、お尋ねします。

#### ○片渕克也企画財政課長

例えば、まず仕様書をつくります。軽自動車にする、そして、例えば四輪駆動にする、冷暖房はどうする、エアコンはどうする、それからカーナビはどうすると、そういった仕様書をつけまして、そして町内の取扱店の皆さん方にそういった仕様書を提示しまして入札を行うと。車種とかそういったものは一応問わないということで、競争入札により実施をしております。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次に、ページ数58ページの企画総務費から62ページの地域づくり推進費の積立金まで。ただし、地域おこし協力隊及び道の駅関係は除きます。

質疑ありませんか。

#### ○前田弘次郎議員

予算書説明書の9ページ、これは多分ふるさと納税の分だと思いますけど、まず、この委託料5,000万円、この内訳をお願いします。

それと、今回1億5,814万5,000円予算つけてありますけど、前年度最終で4億7,414万5,000円とありますけど、前年度の予算より今年度の予算が低く見られた根拠は何なのか、お教えをお願いします。

#### ○片渕克也企画財政課長

申しわけございません。前年度最終予算が4億7,414万5,000円となつてございますけども、これ誤りでございます。今回の補正予算に計上した額でございます。

それと、委託料の5,000万円でございますけれども、これは主に謝礼品とその送料でございます。PR推進協議会に委託してお願いをしているところでございます。

返礼品と送料合わせまして5,000万円というところをお願いをしております。

#### ○前田弘次郎議員

前年度の最終年度の金額とこの委託料の5,000万円の内訳の金額がわかればお願いします。

#### ○片渕克也企画財政課長

済みません。補正予算と言いましたけど、前回の補正予算でございまして、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほど。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○溝上良夫議員

まず62ページ、今回からだと思えますけど、東京オリンピック地域活性化推進首長連合会負担金、説明があつたかどうかわかりませんが、その説明です。まずそれが1件。

それと、前の60ページ、真ん中ほどの役務費です。通信運搬費64万3,000円、この中にふるさと納税の返礼というか、お礼状の印刷配送の委託料が入ってるんじゃないかなと思うんですけど、私の勘違いだったら済みませんけども、お礼状、年賀状みたいなやつを印刷、発送、委託をしていると思います。その内容について、まず伺いいたします。

#### ○片渕克也企画財政課長

まず、東京オリンピック地域活性化推進首長連合会の負担金でございます。昨年、東京オリンピック・パラリンピック、2020年に開催されることになっておりますけれども、この機会を活用して、いわゆる地域の活性化に結びつけられないものだろうかというふうなことで呼びかけがございまして、白石町も何か、例えば選手村の食材でも納入できるような機会はないだろうかということで、一応この首長さんたちの連合

に参加することとして意思を表明いたしております。その負担金ということでここに出てきております。

それと、委託料でございますけれども、年賀状等の作成の手数料としまして58万2,000円をこの中で計上をいたしております。

以上でございます。

### ○溝上良夫議員

東京オリンピックの件は、まず全国の首長さんたちが入っていらっしゃるのか。東京オリンピックに向けて地域活性化、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。その全国入っているのか、これはオリンピックの開催までの期間、毎年この予算が上げられるのか、そのことと。

さっきのふるさと納税のお礼状ですけど、これ鳥取県だったと思いますけども、鳥取県の業者ですね。ここにデータまで預けて発送しているんですね。それは大丈夫なのかなと思うんです。そのデータ、それは鳥取県の業者は大丈夫だと言うでしょう。先ほどの個人情報案件、言いましたけども、そこまで礼状を発送するのに鳥取県まで委託をせにゃいかなのか。それはシステムを鳥取県の業者がしているというのはわかります。ふるさと納税に関してそのシステム、ふるさと納税システムリース料というのがありますけども、その中の一環でそこに委託していると思いますけども、礼状の印刷をそこまで業者に頼んでいいものかどうかです。そのことについて意見があれば伺いをいたします。

### ○片渕克也企画財政課長

まず、オリンピックに関しましては、これはいわゆる加入希望市町村ということでございまして、全国の全市町村がしているということではございません。そういった、何らかの形で活性化をというような市町村が手挙げ方式でしております。

それと、ふるさと納税に関するセキュリティーの問題でございます。一応礼状に関しましては、データはこちらのほうでとりましてこちらのほうから発送することにしております。ただ、データそのものは、いわゆるクラウドの中に入っておりますので、そのものはその業者が管理をすることになります。ただ、一番問題になりますのが、マイナンバー制度、これをどういうふうにするのかということで、マイナンバーに対しては直接うちをお願いをしますということで、証明をするコピーなりを直接いただくという方式で、そのクラウドの中で処理をするという方法はとっておりません。

以上です。

一応、今のところ何年までというのはございませんが、開催される年までと思っております。

### ○溝上良夫議員

先ほどの答弁で、データはこっちで持って発送はこっちでしているということですね。それで、その五十何万円の手数料というか委託料、何を仕事をさせているんですか、仕事の内容、最後に。もう質問回数終わりましたから。詳しく。

### ○片渕克也企画財政課長

礼状についてはこちらで礼状を差し上げております、独自のうちの文章で。これは年賀状を自動的に発送するというシステムです。いわゆるセキュリティーの問題、住所、氏名は全て相手が管理するということになりますので、ちょっとセキュリティー、不安はございますけれども、一応マイナンバーにつきましては、もうこれ特定できるということですので、そこは一緒にまぜることはできないということで、分離して管理をしているところですけど、いずれにしましてもその年賀状を発送してもしなくても、その、例えば寄附をしていただいた個人のデータというのは、まず第一義的にはその管理会社、ふるさとチョイスが握ることになりますので、そこはシステムを運用する上では、仕方のないことかというふうに考えております。

### ○井崎好信議員

ページ62ページ、説明の廃止路線代替バス調整負担金165万8,000円計上されております。これは各民間の路線といいますか、そこで採算が合わないというようなことから、各自治体で負担をされているというふうなことかと理解しておりますが、昨年、佐賀新聞にも掲載をされましたけれども、県のほうで調査をされて、どんなの、買い物というような路線もあったと。利用客が少ないというようなことで、いろいろ県のほうでも見直すというようなことが掲載をされておったわけですが、そういった話し合いがなされたのか、そしてまた、私も前年度の予算は見てきておりませんが、負担は前年度と一緒なのか、その辺をお伺いをいたします。

### ○片渕克也企画財政課長

廃止路線の代替バス運行費補助金でございます。これにつきましては、福富のマイランドから牛津駅までの路線でございます。これにつきましては、補助金の部分と調整負担金の部分とございまして、小城市と合同で運用をしております。小城市の負担と白石の負担を調整するために負担金として上の調整負担金を支出しておると。下の補助金につきましては、その運行に対する補助金というふうに考えております。

それと佐賀線、ここの部分につきましては、一番下に生活交通路線欠損補助金という形で、ここにつきましては、重要な路線でかつ乗車が少ないので運営が厳しいという祐徳バスですけれども、そこに対する補助ということで、これが沿線の自治体はその沿線の距離に応じて負担するという仕組みになっております。額につきましては、大きな変更はないものと思っております。

### ○白武 悟議長

県の関係。

暫時休憩します。

13時42分 休憩

13時44分 再開

### ○白武 悟議長

会議を再開します。

### ○片渕克也企画財政課長

まず、個別の廃止路線の代替バスの調整負担金に本年度165万8,000円で、前年の当初が151万2,000円でございます。そして、次の運行費補助金でございますけれども、本年度が166万5,000円、前年度が154万5,000円でございます。そして、生活交通の欠損路線は前年と同じ同額でございます。数字が若干変わってございますけれども、これはやはり利用者の推移というふうなことで数字が若干変わるのかなというふうに考えております。

それから、前、前田議員のところで訂正をお願いしますということで申し上げましたが、ふるさと寄附金に関して、ここの区分だけに限りまして2億3,595万5,000円という数字になります。ただ、ここに計上しました4億7,414万5,000円という数字、私間違っておりますと言ってしまったけれども、これはこれで、実はふるさと寄附金以外でも、ふるさと基金に対して一般財源から積み増しをした部分がございます。これは28年度の道の駅等の資金に充てたいということで基金がございまして、そういったところまで合わせて4億7,414万5,000円という数字になっているところでございます。

### ○井崎好信議員

先ほどの説明では、私ちょっと勘違いしておりましたけれども、生活交通路線欠損補助金が前年度並みというふうなことで計上されておるということでございます。先ほど私申しましたように、県のほうでも調査がされて、ほとんど、余り利用価値がないといいますか、少ないというようなことから、何か方法を考えるというようなことが新聞にも掲載をされておりましたが、そういった担当者会議なりの会議のあったのか。

そして、私も何か方法をと、そういう民間のバスじゃなくて、例えば、もう少ないなら民間のタクシーあるいは民間の会社、またほかのタクシー会社なりにもマイクロバスなんかもございますので、そういった小さいバスを利用したことが望ましいんじゃないかなというふうな思いもしておりますが、その辺いかがでしょうか。

費用対効果がないと、これだけ各自治体が負担をする費用対効果が出てこないんじゃないかなというふうな思いでもございます。

### ○片渕克也企画財政課長

もっと効率のよい交通機関はないのかというお話でございますけれども、まず、この白石町という地域にとりましては、祐徳バスの佐賀路線というのは、これはいわゆるJRが利用者が少ないから廃止していいのかという議論と全く同じ議論になりはしないかと。いわゆる生活基盤の中で、鹿島佐賀線というのは、これは地域の中で維持していかなければいけない路線ではないのかというふうなところで、一応その運営経費に対する補助金という形で実施していることでございます。

### ○本山隆也総務課長

保留しておりました秀島議員の佐賀県部落史に関する問題でございます。佐賀県部落史人権啓発教材調査研究委託の金額に関しましては、人口割で8割、均等割で2割というものでございます。部落問題に関する調査研究、資料の収集、保存、それから機関誌の発行、そしてまた講習会、研修会等でございます。

続きまして、部落解放推進協議会の会費の負担金でございます。これも同じく人口割が8割、均等割が2割でございます。市町の行政職員及び議員の皆様のお座及び研究会への参加等の経費に充てておられます。これにつきましては、県の人権同和対策課のほうから、町村会のほうに議案として提出され、議決いただいているところでございます。

以上であります。

### ○白武 悟議長

井崎議員、追加質問ありませんか。よろしいですか、先ほどの件。

### ○井崎好信議員

それはもちろんそういう、白石町民の方々の足となって、それは効果があればいいですよ。しかし、どれだけの、県の調査でも利用者がいないというふうなことを懸念されて、いろんなほかの方法でもというようなことでもありましたので、やはり本当にそれだけの、これだけの380万円の予算を計上しながら利用者がいないというのも、また問題でございますので、何かまた違う方法での足を足として考えていったほうがいいじゃなからうかなということでの質問でもございました。

### ○片渕克也企画財政課長

年に数回、3回程度、担当が沿線の市町集まって、あるいはバスの運営会社等からの聞き取りを含めて、そういった会議があつてございます。議員おっしゃるように、何かほかの方法がないのかとか、そういったところは、その場、利用しまして白石町からの提案といいますか、テーマとして今後投げかけていく必要はあるかというように考えております。

以上です。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○吉岡英允議員

ページ数62ページをお願いいたします。

22節の物件移転補償金ということで2,000万円計上されておりますけども、内容説明を求めます。

### ○片渕克也企画財政課長

道の駅の事業に係るところの物件移転補償費でございます。

#### ○白武 悟議長

道の駅ですから、産建のとき詳しくよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

#### ○内野さよ子議員

済みません、59ページの一番上にあります委託料の国土利用計画ファシリテーション業務委託料で、これは説明書の7ページも書いてありまして、今回、この手法でやって8校区の学校単位で開催をするということでした。まち・ひと・しごと創生事業のときにも、みんなで語ろう会というので、とてもよかったと思います、皆さんの意見が聞かれて。ただ、私が思ったのは、あのときにもワールドカフェのとき、委託をしてあったんじゃないかなと思うんです。進行役の方が、最初にあの進行をされる方が、「しらいし」町って最初言われたんです。何かそんな記憶があったんですが、もうちょっと運営を進行するなら、その町との話し合いがもっとできてたがよかったかなというのをちょっと、そのときだったと思います、多分。

それで、8校区にも分かれるので、今度は小さな単位になるので、例えば山べたにある須古とか、海べた、北明とかになった場合、その進行役の方がやっぱりその土地その土地を熟知してないとなかなか進行もうまくいかないのかなと、私がちょっと心配をしています。

それで、この計画はもうしないといけない、この方法でやったほうがいいと思いますが、その辺のところの進行役の方と町としっかりと話し合いをして進めてほしいなということのをちょっと思っていますので、その点についてお願いします。

#### ○片渕克也企画財政課長

白石の明日を語る会のときは、実はそのときの、司会進行をする担当と私どもが前もって打ち合わせをした、いわゆる計画に携わっていただく担当とちょっと変わって、会社のほうも業務担当がそれぞれあるのかと思いますけれども、一応打ち合わせは計画をしていただくそこと打ち合わせをしっかりと、当日参られて、ちょっと読み方を間違えられたという経緯があったのかなと思います。

今度は、計画は基本的に自分たちでつくるということで考えておりまして、当日のファシリテーションをお願いしたいというように考えておりますので、十分そこはその進行役との打ち合わせがものすごく重要になってくると思います。ですから、そこは今回はそういったところのないように、そごがないようにしていきたいというふうに考えております。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に移ります。

ページ数63ページの広報広聴費から67ページの諸費の負担金補助金及び交付金まで質疑ありませんか。

### ○岩永英毅議員

63ページ、委託料のケーブルワンの行政放送の委託費ですけれども、これは昨年比、上下しているのか。

それから、昨年まではまだ有明地域もハガクレテレビだったですけれども、この前の中学校の卒業式あるいは各地域での行事あたりはかなりカメラが入っておりましたけれども、今度のケーブルワン一本になってからは、非常にそういう行事ごとの放送が少なくなっているんじゃないかなと。どうも白石町に関係があるもんが減ったんじゃないかというような感じが受けましたけども、これは私ばかりじゃないと思いますけれども、その辺、どうなっているのか。

### ○本山隆也総務課長

ケーブルテレビの行政放送の委託料であります。前回、昨年度におきましては168万6,000円でございます。今年度が597万3,000円。昨年度においては、職員でできるものについて職員が自前で情報の収集、編集、放送をやった関係がございます。今回、説明資料にも書いておりますけれども、なかなか職員での放送の部門について編集作業というのがものすごく時間外等もありまして、今回見直しましてこの増額となったわけでございます。

白石町におきます放送の量ですけれども、それぞれの皆様の11チャンネル、ケーブルテレビをごらんになっての感想もいろいろかと思っておりますけれども、現在のところ、なるべく職員で、今27年度段階におきましては職員でカメラを持ち込みまして、またそして、各ケーブルワン、それから一般、NHKやSTS等の民間報道機関への依頼もいたしまして、なるべく皆様の生活の状況を伝えるようにはしているところであります。

以上であります。

### ○岩永英毅議員

この行政放送の委託料もですけれども、かなり契約料、受信契約件数がパーセントが上がったと思っておりますけれども、40%ぐらいで放送料が委託料を決めるときのあれが黒になっていたと思うんです。それがもう60%ぐらいになってるはずですから、その辺は大分、ケーブルワンの経営は大概上がっているんじゃないかと思っておりますけれども、その辺で委託料あたりももっと削減できるような協力体制をしかれてもいいんじゃないかと。

もちろん職員で運営をしていくというのが本当だとは思いますが、そういう編集が大変、編集作業が大変というのもわかりはします。ただ、2年間ぐらい、まち・ひと・しごとですか、あれでケーブルワンから受け入れて人材養成をしてやったわけです。金は当町で負担しながら人材育成をしてあったと。そのお返しはこういうところでしてくれないと大変だと。何のために人材育成までしてやらんもいかんかと

というのが、そのときの私の意見です。

こうすることで恩返しをしてくれるやろうと。経営も委託料もこれぐらいはサービスしてもいいんじゃないかというぐらいの私は感想を持っていますけども、その辺、交渉のときにどうやって交渉されてるのか。もっと厳しくそこら辺の委託料の決め方をしてほしいというふうに思います。

#### ○本山隆也総務課長

現在、ケーブルテレビの接続率においても、徐々に我々行政が皆様に伝える行政放送の率に関しても伸びて、51%ぐらいになっていると思われま。議員おっしゃいますとおり、昨年、27年度においては、我々の手でやれないかということでやってはみたんですけども、今回また業者のほうにお願いして、取材、編集等をお願いするところであります。

言われるとおり、その額につきましては、今後契約時あるいはまた実績等において、十分白石町が指導といいますか、来ていただいたお方のまた効果が額に反映されますように、そこは協議してまいりたいと思います。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○西山清則議員

66ページの工事請負費ですけれども、カーブミラー設置工事費がありますけど、この場所、それでこれ新しく設置されるのか、交換されるのか。そして、今、年に一、二回、カーブミラーを磨いてもらっておりますけど、そのときにカーブの向きまで一緒にしてもらったほうがうれしいなと思います。ちょっと場所によって見にくいところがあるんです。立てても見にくいから事故があったりなんかしてますけども、だから、そのときにちょっと向きをしてくれたら、なおさらいいサービスになるのかなと思っておりますので、お願いします。

#### ○本山隆也総務課長

カーブミラーの設置箇所については、駐在員さんを初め、交通指導員さんからの御意見をもとに、この予算内でやれるところをやっているという状況でございます。

また、カーブミラーの清掃については、業者の皆様などで白石町も入りまして、安全運転管理者協議会というものがございます。その中で今月も来週24日に、町内各地区ごとに回りまして、チェック及びカーブミラーの清掃を行います。その折には、なかなか時間等もございますので、カーブミラーの修正につきましては、我々職員が御意見をいただいたその都度出向きまして、トラックに乗りましてボルト等の緩みぐあいとそれから調整等をやっている状況であります。

以上であります。

#### ○片渕克也企画財政課長

ちょっとお断りをいたしておきます。

カーブミラーの設置予算につきましては、従来まで土木費の交通安全施設費のほうに計上させていただいておりましたが、一応町道以外の部分、農道等に関する部分は別にすべきじゃないかというふうな見解で、ここに20万円の工事費を掲げておりますのは、いわゆる町道以外の部分というふうに御理解をいただきたいと思います。

ただ、今その向き等につきましては、総務課長が答弁したとおりでございます。

### ○吉岡英允議員

ページ数63ページをお願いいたします。63ページです。説明資料で申しますと4ページです。公聴費でございます。この中に町勢要覧の作成というようなことで432万円、今回計上されております。それで、これを見てみますと、発行予定冊数が3,000冊というふうなことで、町内全戸配布じゃないと、どういうふうな形態で3,000冊をつくられて、どういう場所に置かれるか、どういうふうな配布をする予定なのか。

また、その3,000冊、限られた冊数ですので、希望者、俺も欲しかばいと言われた方に有料でお分けするのか、どうするか、その辺まで考えていたらお教えてください。

それと関連ですけれども、昨年秋やったですけれども、ふれあい郷のほうでプロモーションビデオを撮られたかと思えますけれども、いまだかつて町のホームページを見たりしてもまだプロモーションビデオは流れていないような気がいたします。それで、いつそのプロモーションビデオを見られるようになるか。また、プロモーションビデオの配布をどういうふうに思われているか、ネットで落としてくんさいというふうなことなのか、CDに焼きつけて町民さん全部に配るよというふうな考えでおらっしゃるか、そこまでお教えてください。よろしくお願いします。

### ○本山隆也総務課長

町勢要覧についてでございます。町勢要覧につきましては、これまで17年、20年、それから25年と、それぞれの節目でつくっておったところでございます。今回の仕様につきましては、部数が3,000部を予定しております。約30ページでオールカラーであります。配布と申しますか、想定します部分につきましては、町外、県外からの来庁の皆様、及びこちらから今度は逆に東京あるいは町外、県外にほうに出向きますそのPR活動に供すべく、それを想定しているところでございます。

プロモーションビデオに関しては、現在まだ構成中でございます。まだ遅くなっておりますけれども、その内容につきましては、先ほど議員おっしゃられたとおり、ネットによります放映と申しますか、その部分は想定しているところでございます。

以上であります。

### ○吉岡英允議員

ネットによって想定されているということで、よろしく申し上げます。

また、町勢要覧におかれましても、町外、県外の方というふうなことで、今先ほど御答弁をいただいたわけですが、これも町民はネットがございまして、ネ

ットでは見られるような環境をお願いしたいと思います。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○片渕 彰議員**

説明資料の5ページをお開きください。3番の予算額、LED防犯灯整備補助金ということでお尋ねですが、昨年、もうこの申請が上がっていたと思いますが、全部できないと。地域によっては半分しかできないというようなことを聞いておりましたけど、この645万円は、昨年度申請あった残りの分が全部網羅されているということでよろしゅうございますか。

**○本山隆也総務課長**

おっしゃるとおりでございます。予算の関係上、昨年にほぼ50%、28年度をもって50%、そして2年間をもちまして、当初要望をとりましたところのほぼ100%を整備という計画であります。

以上であります。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○大串弘昭議員**

67ページをお願いします。一番下のほうにありますけれども、空き家除去の事業費40万円上がっておりますけれども、これは私が前に特定空き家法のところで質問しましたけれども、あの一件の分じゃないかと思いますが、解体に至るまでの経過についてお願いします。

**○本山隆也総務課長**

この空き家除去費用につきましては、六角地区ではございませんで、深浦といえますか、有明の南地区の除去事業と思っております。所有者と良好な関係で交渉が進みまして、現在町内の解体業者との見積もり、そして所有者様への提示、そして御同意をいただきまして、所定の補助要項に載っております補助金が新年度は支出できるんじゃないかというところの予算計上でございます。

以上であります。

**○大串弘昭議員**

その話し合いというのはどれくらいかかりましたかね。

**○本山隆也総務課長**

大串議員がおられます地域にも、非常に厳しい状況の大きな危険な想定空き家が

ございます。その空き家に関しては相当前から交渉、文書、そしてまた町外のほうにその所有者のおられると想定のところに行きましての交渉等も行うわけでございますけれども、相当困難ということで進んでいないところでございます。

この交渉ができる部分については、ほぼ、昨年あたりから半年程度の交渉期間等であらうといった良好な場合は持っていけるんじゃないかというふうに想定しているところです。

以上です。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○秀島和善議員

私は、予算書の中で3点お尋ねをします。

まず、第1点が、予算書63ページの13節の委託料に係りますけれども、先ほど課長の答弁でもありましたけれども、ケーブルテレビ行政放送委託料が597万3,000円ということで、接続率が現在51%というふうに説明がありました。この点で、有明、白石、福富、3地区ごとに接続率がわかっていच्छゃれば回答をお願いしたいと思います。今回、新年度で597万3,000円の委託料を積算されておりますけれども、新年度、さらにそれをどのように接続率につなげていこうと考えていच्छゃるのか、これが第1点です。

第2点目に、同じページ数の63ページ、説明というところの、初歩的なことではうけれども、わかりませんので説明をお願いしたいんですけれども、ARコード使用料16万8,000円とあります。ARコードというのは一体何を指しているのか、説明をお願いします。

最後に3点目で、67ページです。67ページの19節の負担金補助及び交付金のところですけれども、説明欄に防衛協会負担金2万円とあります。この防衛協会というのはどういう活動をされているのでしょうか、どういう組織なのでしょうか。

### ○本山隆也総務課長

予算書63ページのケーブルテレビ行政放送の接続状況でございます。

現在51%程度と申し上げたところであります。そしてまた、さらなる接続のアップはどのようなふうにしていくかというところですが、これはやはり住民の皆様に働きかけまして、どうぞこういった地域の情報を流しておりますので、御接続くださいというPRは当然でございます。そしてまた、一つ想定しておりますのは、今度行います防災機器放送、戸別受信機の設置でございます。それによりまして、各希望する戸全てに緊急の個別の放送器具をつけます。そのつけることに関しまして、屋内までケーブルを引くところでございます。それによりまして、さらに皆様に御契約いただきまして、町の行政放送が手元のテレビにより皆様のもとに届けばと願うところでございます。

2つ目のARコードでございます。これちょっとわかりにくいと申しますか、ちょ

つと読み上げさせていただきます。

平成27年度から開始しております広報誌を利用し、スマートフォンを利用し、動画が視聴できるサービスがございます。スマートフォン用の専用アプリを利用して、広報誌に掲載しております写真をスマートフォンのカメラでかざすことで、ケーブルテレビの行政放送番組に作成した動画が視聴できる、そのようなサービスでございます。そのサービスの使用料でございます。ARコード使用料ということで御理解願いたいと思います。

続きまして、防衛協会の負担金、これは全国的な組織によります佐賀県のほうの防衛協会に負担する分だと思っておりますけれども、詳しい内容につきましては、また追って説明させていただきます。

以上です。

### ○秀島和善議員

1点だけ、先ほどのケーブルテレビ行政放送委託料のことでお尋ねします。

有明地区、白石地区、福富地区ごとに接続率がわかっていらっしゃれば説明をお願いしたいということと、新年度、どれだけまでの目標値を持っていらっしゃるのか、接続率の、新年度どれだけ接続をふやしていく目標を持っていらっしゃるのか、具体的に数字を上げていらっしゃれば説明をお願いしたいと思います。

### ○本山隆也総務課長

申しおくれました。地域ごとの接続率でございます。

福富地域が加入率50.47%、白石地域が加入率48.24%、そして有明地域が加入率61.37%、私、51%と申し上げておりましたけども、既にもう54.01%に上がっているところでございます。これは直近の、28年2月末現在の率でございます。申しわけありません。加入率は上がっております。

それから、さらに接続率の目標値、数字はどうなっているかという部分でございます。数字の目標値は掲げておりませんが、先ほども申し上げました、緊急放送の戸別放送機を希望宅、ほぼつけるものですから、その効果というものは絶大ではないかと思っております。ますます接続率がアップして、町の行政の状況が皆様にわかりやすく説明できればと思っております。

以上です。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○前田弘次郎議員

67ページ、19節防犯灯設置補助金で645万円とありますが、これたしか去年もつけていただいたと思うんですけど、今年度はこれまた新たに要請があった部分をつけるのか、去年要請してできなかった分をされるのか、お願いします。

**○本山隆也総務課長**

先ほどちょっとございましたとおり、27年度分で約半分、そして新年度で半分ということで、事前に駐在員の皆様に要望をとりました分の2年度に分けての予算措置であります。どうぞよろしくをお願いします。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、暫時休憩いたします。

14時22分 休憩

14時35分 再開

**○白武 悟議長**

会議を再開します。

**○本山隆也総務課長**

保留しておりました防衛協会の内容でございます。

目的といたしましては、県内の地区、市町の連絡調整及び自衛隊諸行事への支援協力でございます。事業内容的には、先ほど申しました連絡調整と支援協力、それから自衛意識の高揚に絡む自衛隊に関する関心の助長、それから自衛隊及び海外派遣隊員の激励、慰問というところでございます。

以上であります。

**○白武 悟議長**

次に、ページ数68ページの税務総務費から78ページの監査委員費まで、ただし71ページと72ページの戸籍住民基本台帳費は除きます。

質疑ありませんか。

**○溝口 誠議員**

69ページ、13節の委託料ファイナンシャルプランナーで、説明資料は12ページでございます。この中で、財源の内訳ですけれども、その他が19万円あります。その他の内容を教えていただきたい。

そしてまた、2点目は、これが去年の27年度から事業として開始されてますけれども、この参考の中に相談件数が11件、納付実績が34万8,493円ということで、本年度が64万8,000円、27年度を終えて新しくことしの年度でこれだけの事業内容の回数で、少ないのか多いのかどちらなのか、また対象者はどのくらいいらっしゃるのか、お聞かせ願いたいと思います。

**○木下信博収納対策専門監**

ファイナンシャルプランナーの委託事業での御質問でございます。

財源内訳のその他のところに19万円ということで、充当ということでしております

けど、この分につきましては、一応ファイナンシャルプランナーにつきましては、国民健康保険関係の徴収もかねておりますので、国民健康保険の交付金のほうから充当をしているところでございます。

それと、説明資料の一番下のほうの参考というところに、平成27年度の相談の実績ということで、これは本年1月31日現在までの分でございます、あと2月分と3月の2回がまだ残っているわけでございます。一応4月からの12月までの9回ということで、相談件数が11件となっております、一応これは実人数と申しますか、滞納者の実人数でございます、ケースによりましては滞納者の方が何回も相談に来られるというケースもありますので、延べで言いますとこれよりまだ3倍ぐらい多い数字ということとなります。

一応、この件数によって納付実績が34万8,493円、これはもう納付をしていただいた実績ですけど、あと予定額といたしまして390万460円と上げてますのは、この相談による納付誓約といいますか、分納誓約を交わした誓約の額も含めて390万460円というのを見込んでいるところでございます。

以上です。

27年度との比較ということによろしいでしょうかね。

一応27年度の1年間の実績ですけど、相談の実人数で申すと20人ということで、ちょっと半分ぐらいの相談の数にはなっております。相談はされる場合は、私たちと滞納者との面談の中で、このファイナンシャルプランナーのほうに呼んだほうがいいのか悪いのか、その辺は一緒になって判断しておりますので、ちょっと今回は11人で終わってしまったということでございますけど、内容的には引き続き継続でもしている案件もございますので、その方ともずっと引き継ぎながら問題解決のための方策を考えているところでございます。

#### ○溝口 誠議員

実人数で約20人近くを計画をしてこの予算であるということでしょうか。そういうことで、今までの事業とまた違った徴収の事業がこのファイナンシャルプランナーと、非常に画期的な事業でございますので、有効にぜひ活用をしていただければと思いますので、お願いします。答弁要りません。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○草場祥則議員

溝口議員との関連ですけど、このファイナンシャルプランナーに持っていくシステムといいますか、それは役場のほうから指導されてこっちに入ったほうがよかよというようなことですかね、一度で払い切らんけんがというようなことで。ちょっとシステムを教えてください。

#### ○木下信博収納対策専門監

一応目的にも掲げているかと思いますが、納税困難な滞納者に経済的自立を目的とした債権整理相談をこのファイナンシャルプランニングの技能者に委託するということが目的になっております。滞納者の中には非常に多重債務といたしまして、債権の、ほかのところからもう自転車操業みたいに借られているというケースも多々あるわけがございます、その中で返せるもの、ちょっと借入金之余にも利息が高くて、それを返せるという方もいらっしゃるということもありますので、そういった方々を主に選出をしております。

### ○吉原拓海税務課長

ファイナンシャルプランナーへの委託への事務的な流れでございますけど、まず滞納者については、我々調査権がございますので、金融機関、それからあらゆるところを調査いたします。その中で、多重債務とか不動産とか、そこら辺がどのような形になっているか、それともう一つは、本人さんの気質といたしますか、そういうことも加味しまして、課内で、係内で会議を開きまして、FPのほうに紹介したがいいんじゃないかという判断に至りましたら、その方に、担当を決めておりますので、担当のほうで電話もしくは文書等でそういう催告をいたします。

なかなか出てこようとはされませんが、回数を重ねて、中身について実はおさめてもらおうというよりも、家庭内のそういう生活再建をしようという、そういう趣旨をある程度申し上げていけば理解してもらえる方がおりますので、そういう方については、専門業者のFPのほうに紹介をして、担当者が入るケース、入らないケース、ケース・バイ・ケースによっては入らないときもあります。そういうふうな形で進めているところです。

それともう一つは、ほかに、例えば税だけではなくて、水道料、保育料、そういうところもあれば、その担当者にも少し御相談したりして、うちだけじゃなくて、ほかのところについても、今後はそういう形があれば、なるだけ紹介して、生活再建を主というふうな形で考えていきたいというふうなことで考えています。

以上です。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○溝上良夫議員

70ページ、下のほうです。負担金補助金及び交付金、利用料ですけども、軽自動車検査情報市町村提供サービス利用料、これは何のことでしょうか。説明をお願いします。

### ○吉原拓海税務課長

70ページの19節の軽自動車検査情報市町村提供サービス利用料というもののことです。平成28年度、これ新しい事業ということで、今回初めて入っております。と申しますのは、予算のときに溝上議員のほうから質問があった内容と重複いたしますが、

今回軽自動車については重課と申しまして、新規登録されてから13年以上たちますと1.25倍ですか、の重課になります。それと、グリーン化である程度の基準を達すれば、軽課といいまして、軽減になるものがあります。その情報につきまして、今まで軽自動車業界からの情報につきましては、取得、移動、廃車、そういう情報しか入ってまいっておりませんでしたので、今回、全国一律の地方公共団体情報システムというところがありますので、そこからあらゆる情報をもらって、今回広域圏と結んでおります自動車の登録に生かすというふうなことで、その分のサービス利用料というふうなことになります。

以上です。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○草場祥則議員

同じく70ページの町たばこ小売組合補助金ですか、この内訳で、たばこ組合、もう何件ぐらいあるものか。

それと、自動販売機で町に入ってきているものと来てないというふうなものがあると思いますけど、そこら辺の辺の割合、どういうふうに組織になっているんですか。セブンイレブンとか、コンビニはどうなっているか、そこら辺をお願いします。この組合員数、わからなかったらそれでいいですけど。

### ○吉原拓海税務課長

町たばこ小売組合、合併当時の組合員数については、大体平成17年当時は50名程度おられました。今10名以内、10名を切っております。と申しますのは、どうしてもたばこの小売については、自動販売機が今主となっております。自動販売機を設置してあるところについては高齢化をいたしまして、そこについては、そういう方たちが結局、これもたばこ組合は県の協会がありますので、そこに加入される方がずっと減っておりますので、実は有明地域は鹿島、福富、白石地域は武雄だっただけだと思います。鹿島のほうは今解散になっております。武雄だけが今存続しておりますけど、その分についても、組合員数が少なくなっているというふうなことで、少なくなっている状況でございます。

町内のコンビニについては、売り渡し事業者が町内にいるということで、ほとんどのコンビニ、町内に税収は入っております。

それから、コンビニは全てこちらのほうに入っていると思います。ただ、自動販売機についての割合については我々のほうで把握はしておりません。ただ、今たばこ小売組合のほうで、町内の自動販売機で町内の税収になるという部分については、協力をいただいて、たばこの売り上げにより税収、1年間幾らというふうなシールをできるだけ張ってもらいたいような形で、ことしは一応計画をされている模様です。

はい、そういうことです。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○西山清則議員

予算書の77ページの基幹統計費ですけど、説明があったかもわかりませんので、ちょっと聞き漏らしたと思いますけども、前年度の予算から大幅に減額になっておる理由をお願いします。

○本山隆也総務課長

27年度は5年に1度の国勢調査という大きな統計調査がございました。新年度、28年度におきましては、経済センサスと申しますか、町内の経済状況及び人口等が調査されるところでございます。その規模、ボリュームについての大幅な減額によります予算減だと思われま。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に、ページ数152ページの常備消防費から156ページの教育委員会費の前まで、及び186ページの公債費の元金から最後の196ページまで質疑ありませんか。

○井崎好信議員

説明資料の6ページ、防災施設整備費でございます。今回2億円近い予算を計上されましてこの整備がされるわけでございます。今までの防災放送が聞きづらいというようなことからのこういった事業になっているところかと思えます。

緊急放送の未設置世帯が、希望というふうな説明されましたけど、本当に希望者だけでいいのか、希望をとった時点でそれは全戸になるかわかりませんが、私はこの事業は、聞こえづらいというようなことからの事業でございますので、戸別の端末につきましては、全戸加入がベストじゃないかなという思いもしております。

特に、もしもの災害、危険な状態といいますか、特に夜間なんかは、川の氾濫あるいは堤防の決壊とか、そういう本当に想定をされるわけですが、独居老人なりあるいは高齢者の世帯なんか、特にこういった災害での情報の伝達といいますか、周知といいますか、その辺をしっかりとっておかないといけないんじゃないかなというふうな点と。

もう一つは、今回、JAの音声告知放送の加入者、この新設の設置に対しては無料だというふうなことですね。引き込み線なりあるいは屋内の配線工事、あるいは分配機、緊急放送の端末機までで無料と。しかしながら、JA音声の告知放送に加入されている世帯は月々400円のリース料といいますか、をお支払いをされてる。年間にしますと4,800円ですか、そういう負担の中で、この未設置、JAに加入されてない新

しいところの新設に無料というようなところで、J Aとの告知放送に加入されたところとの公平性といいますか、整合性が果たしてとれるかなど。いろんな苦情も出てきはしないかなという懸念がするわけですけれども、その辺はどのようなお考え方でしょうか。2点お伺いをいたします。

### ○本山隆也総務課長

まず、1点目の希望世帯にとったことに対する御質問でございます。

現在、白石町、今の緊急の伝達内容を考えますところ、屋外ラップが主で、それが十分にラップの場所はもろに近くで、もう言うことないというところとか、希望があると思います。わざわざ屋内までごちゃごちゃ配線までせんで、それでよかよって。それから、また電話に関しても、今自宅の固定電話がございますけれども、だんだん携帯とかスマホが普及いたしまして、音よりも外におる分が多いので、スマホとか携帯に送られるメールといいますか、ほぼ同時にメールも発信されるかと思っておりますので、それでもいいんじゃないかと思われるような個々の事情を推察いたしまして、一応皆さんが、議員おっしゃられるとおり、御希望されるかわかりませんが、その部分については配慮したというふうなところで、希望措置というふうにしたところでございます。

2つ目のJ Aさんとの不公平感というところでございます。

今、J Aの会員さんの中には、ほぼ2,000戸程度の世帯の方が営農情報を聞いていらっしゃると思います。その部分はその部分として、町が行う防災の伝達、緊急伝達については、これはもう聞こえない、何も言わないのが一番基本であります。平和な状態が一番よろしいわけで、台風の情報もなく災害もないということは、1年間もしかしたら何も物事もないかもわかりません。そういった緊急のみの情報でございますので、あくまでJ Aさんがやっております営農活動と緊急の災害伝達ということは区別させていただいて、町はこういった戸別受信機です、J Aさんはそういった営農情報によろしく願いますという線引きをしたところは何とか、私たちは説明を、そういうふうに思っております。

以上であります。

### ○井崎好信議員

1点目の希望じゃなくて、全戸に配置といいますか、設置したがいいじゃなかというようなことで、説明では防災のラップからも十分聞こえるというふうな方もいらっしゃる。条件的にいいところといいますか、しかしながら、それも天候といいますか、夜間の天候、特にそういった災害は雨が多く降ったりとか、そういうときに起きるわけでございます、本当にそういう情報等の伝達ができるのか、心配、危惧をするわけでございます。

2点目ですけれども、この農協の告知放送も、平成24年やったか、始まったというような記憶をしておりますけれども、私を初め、同僚議員も、私も23年度に、5月やったかですか、一般質問でJ Aの告知放送に参入したらどうかというようなことも一般質問いたしましたけれども、ケーブルテレビを優先して加入促進というふうなこと

から、参入はしないというふうなことでの対応だったかと思います。当時、百武副町長が総務課長じゃなかったですかね、そういったことの経緯があるわけでございます。

しかしながら、告知放送にも緊急情報を流すわけですね、今後は。もちろん農事放送とあわせて緊急放送も流すといった状態で、片や全部無償でやると。JA告知放送を設置したところはそれはもちろん農事情報じゃなくて緊急放送も流すわけですよ。そういったときに、そういった声が出ないか。同じ情報を流すわけですから、片やただ農事放送を聞くだけで有料といいますか、年間4,800円の有料になるわけです。片方はもう全然無償だというふうなところで、何かどこかおかしいなというふうな声も出てくるのが当然かなとも思いますが、どうでしょうか、そういう心配はございませんか、やっぱり。

### ○本山隆也総務課長

確かに既存のJAさんといいますか、組合員さん、会員さんの事情により、私は営農情報をとりたいので放送機をつけてそこから営農情報をいただいております。それについてはもとと申しますのは、町が情報基盤整備事業にいたしましたその主管、そしてケーブルテレビによります、そこから経由しての放送ということで、そこはなっているところでございます。

総務省と町が行いました基盤整備によりますその放送、そしてケーブルテレビからのつなぎ込みによりますJAさん独自のそういったコミュニティといいますか、それをなさってJAさんの決められた金額でその部分はなさっているところでございます。

確かにそうではございますけれども、白石町といたしましても、その防災、緊急の場合は、同じ情報基盤整備事業で整備しました主管及びケーブルテレビの線を使いまして、その端末にだけはあれを流させていただきますといったところで、何とか理解を求めていく所存であります。

以上であります。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので議案第29号の……。

### ○片渕克也企画財政課長

答弁を保留しておりましたAEDの設置状況及び実績等についてお答えをいたしたいと思います。

生涯学習課関連の施設、有公、白石総合センター、ゆうあい館、それに干拓館、白石の社会体育館、それから楽習館ですね、これには設置をしております。それと、各学校全て設置をしております。保育園につきましては8保育園全て設置をしております。有明幼稚園についてはまだ設置が至っておりません。

長寿社会課ひだまり館に設置をしております。ふれあい郷に設置をしております、

今回の予算でもう一カ所、遊喜館に追加をしたいということでございます。交流館に設置をしております。それに庁舎に設置をしております。庁舎の警備員室にももう一台設置をする予定でございます。

私、庁舎のを昔1回使ったような記憶があると申しましたが、ちょっと近年の正式な記録にはないようでございます。失礼しました。

**○白武 悟議長**

以上で議案第29号の総務部門の質疑を終了します。

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすも議案審議となっております。

本日はこれにて散会いたします。

15時03分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年3月14日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 前 田 弘次郎

署 名 議 員 溝 口 誠

事 務 局 長 吉 岡 正 博